

平成24年第6回横手市議会9月定例会会議録

---

議事日程（第3号）

平成24年9月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程第3号に同じ

---

出席議員（28名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 木村清貴  | 2 番 | 佐藤誠洋  |
| 3 番 | 高橋聖悟  | 4 番 | 土田百合子 |
| 5 番 | 青山豊   | 6 番 | 齊藤勇   |
| 7 番 | 立身万千子 | 8 番 | 鈴木勝雄  |
| 9 番 | 小野正伸  | 10番 | 遠藤忠裕  |
| 11番 | 土田祐輝  | 12番 | 高橋大   |
| 13番 | 小沢秀宏  | 14番 | 堀田賢逸  |
| 15番 | 佐藤徳雄  | 16番 | 佐々木誠  |
| 17番 | 菅原恵悦  | 18番 | 齋藤光司  |
| 20番 | 佐藤清春  | 21番 | 佐藤忠久  |
| 22番 | 寿松木孝  | 23番 | 播磨博一  |
| 24番 | 佐々木喜一 | 25番 | 佐藤功   |
| 27番 | 奥山豊   | 28番 | 阿部正夫  |
| 29番 | 高橋勝義  | 30番 | 田中敏雄  |

---

欠席議員（1名）

26番 塩田勉

---

説明のため出席した者（29名）

|   |   |       |      |   |   |      |      |
|---|---|-------|------|---|---|------|------|
| 市 | 長 | 五十嵐忠悦 | 副    | 市 | 長 | 鈴木信好 |      |
| 副 | 市 | 長     | 佐藤良吉 | 教 | 育 | 長    | 高橋準一 |

|                  |        |                   |        |
|------------------|--------|-------------------|--------|
| 総務企画部長           | 浮嶋 伸   | 財務部長              | 石山 清和  |
| 市民生活部長           | 小丹 茂樹  | 健康福祉部長            | 柴田 恒宏  |
| 産業経済部長           | 遠藤 久志  | 建設部長              | 照井 康晴  |
| 上下水道部長           | 鈴木 弘志  | 教育総務部長            | 小川 良平  |
| 教育指導部長           | 佐々木 孝雄 | 消防長               | 泉田 榮次  |
| 市立横手病院<br>事務局長   | 佐藤 正弘  | 市立大森病院<br>事務局長    | 金澤 和彦  |
| 総務企画部次長<br>兼人事課長 | 皆川 規和  | 総務企画部次長<br>兼市長公室長 | 小田嶋 利宏 |
| 総務企画部<br>総務課長    | 佐藤 亮   | 総務企画部<br>経営企画課長   | 高橋 嘉   |
| 財務部財政課長          | 三浦 淳   | 横手地域局長            | 石山 昭一  |
| 増田地域局長           | 遠藤 晴美  | 平鹿地域局長            | 眞田 正照  |
| 雄物川地域局長          | 福岡 新作  | 大森地域局長            | 高山 勇光  |
| 十文字地域局長          | 鈴木 淳悦  | 山内地域局長            | 照井 礼司  |
| 大雄地域局長           | 鈴木 康和  |                   |        |

---

#### 事務局職員出席者

|          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 事務局 長    | 高橋 実   | 主 幹      | 佐藤 しげ子 |
| 総務担当副主査  | 安藤 祐美子 | 議事調査担当主査 | 松井 尊臣  |
| 議事調査担当主任 | 藤井 健一  |          |        |

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から遅刻する旨の、26番塩田勉議員から欠席する旨の届け出があります。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎発言の申し出について

○佐藤清春 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

一般質問に先立ちまして、時間をおかりいたしまして、私からご報告とおわびを申し上げたいと思います。

このたび十文字子育て支援センターが管理いたします保育所園児送迎用のバス1台に車検切れの運行がございました。これは、車検有効期限がことし8月25日であったものを9月25日の期限と思い込み、車検切れの状態です。8月27日の朝夕と28日の朝に園児の送迎を行ったものであります。幸いにも事故などはなかったわけではありますが、チェック体制の甘さに起因したことは否めず、公用車におけるこのような交通法規違反を深く反省をしているところであります。園児のご関係者を初め、市民の皆様には大変なご心配をおかけしたことを衷心よりおわび申し上げます。

調査の結果、市が管理するほかの公用車においてはこのような事案はありませんでしたが、今後は担当部署と担当以外の部署が二重にチェックするなど管理体制を強化し、以後同様の事案が発生しないよう努めてまいりたいと思います。

また、今回の件に限らずすべての事務事業において一度その執行、管理体制を点検し、適切な事務の執行に取り組んでまいります。

以上であります。

---

◎一般質問

○佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 齋藤光司 議員

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） おはようございます。市民の会の齋藤光司です。よろしくお願いします。

今回の私の質問の大きなテーマは雇用であります。

私はことし還暦で60歳になりました。死んでから45年になる祖父、同じく24年になる母から、物心つく前から長男であるがゆえに家業の農業の後継ぎと決められ、「せやむな」、その4文字の教えを心に刻まれこの年まで生きてきたように思います。振り返ってみるとあつという間だったな、そういう思いの中で、まあまあ的人生だったのかなと思っております。

その中で、そのまあまあがどこからきているか考えるときに、みずからの努力というよりも、日本の国の平和と経済成長の恩恵をまともに受けてきたことが今につながっているのかなと改めて時代の幸運に感謝をしたいと思えます。

しかし今は、先日の新聞の1面に「大卒23%安定職なし」、大きな文字が躍っていました。ことしの学校基本調査で、今春の大卒者56万人のうちほぼ4人に1人に当たる12万8,000人余りが、雇用形態が非正規雇用、アルバイト等であり、安定した仕事についていないことがわかったそうであります。我々の世代の常識では、大学を出ればいい職につける、それが常識でありました。また、地方に仕事がなくとも東京に行けば何とかなる、このこともまた私たちの世代の雇用常識でありました。

同じ日の新聞の経済面に、シャープが3,000人リストラ上積み、計8,000人の人員削減へ、そういう記事も載っていました。シャープだけでなく、人もうらやむようなせっかく入った日本を代表する一部上場会社、ソニー、パナソニック、TDK、TOTOでさえ、会社を守るという理由で多くの人が簡単にリストラをされてしまう現実。今の人を人とも思わない会社経営、社会の労働・経済環境は、人こそ石垣、雇用は経済の本丸、そういった今までの日本の美德、また強みとされた日本型経営が、経済のグローバル化という波の中で許されない時代になってしまったあかしなのではないでしょうか。国のあり方、方向性、また言いかえれば人の生き方、目的において根幹となる働くということの価値観が瓦解しかけているのではと私は強い不信、不安でいっぱいあります。

このような雇用、経済状況は、津波と同じようにもっと大きな波になって地方に波及することは間違いありません。今以上にこの地域は大変になってしまうのでしょうか。そういう環境の中ここで生きていこうとする若者は、どういう将来設計を描けばいいのでしょうか。自分の子ども、孫を思えば、不安になるのは私一人だけでしょうか。日々のなりわいと働くという関係において、まじめに働いてさえいれば結婚ができて子どもを授かり、子どもを育て上げ次の世代につなげられる、この地域で当たり前のようにつなげられてきた生き方、暮らしが、今相当の覚悟と仕掛けがなければ守り切れない時代の中で、この地をつなげる、つながる生き方の何よりも基本となる雇用施策をぜひともつくり上げたいと思えます。

そのために、まずは現在行われている当市の雇用施策を検証してみたいと思えます。

金額的に一番大きいのは、ことしで4年目になる緊急雇用等基金事業であります。これは市が必要と

する事業に地域の求職者を雇用して従事させる、市が直接雇用機会の提供をする事業であります。4年間で国と県から8億4,000万円の支援を受け、今年度の予定も含め延べ621人の雇用の提供をしてきました。このことは有効求人倍率がことし4月の0.47、6月の0.49の底上げにつながっているものと高く評価しております。

しかしながら、事業の性質柄しようがないのではありますが、当面の生活資金を与えるという部分では大きな寄与をしていることは認めながらも、雇用の質の中での一方での柱であるべき継続性という点では不満が残ります。市の緊急雇用終了後の状況調査においても、平成21年度事業後の就職率は68.9%、平成22年度は65.6%、平成23年度事業後では44.4%にしかすぎません。去年役所で働いていた196人中再就職ができたのはわずか87人であり、107人が就業できなかった、こういう重い事実があります。

また、先ほど言ったように、今年度で4年目になる緊急雇用基金事業ではありますが、国の事業としての区切りは今年度でまずは終了であります。しかし、その間に見込んだ民需、経済状況の好転が見られず、財源枯渇の中、国の方向性は見えず、県がTDKの生産拠点再編などに伴う経済雇用対策のための財源として県の一般職員の基本給をことし11月から2年間3%削減、知事が20%から25%に、副知事、教育長、常勤監査委員が15%を20%に削減幅を広げ、2年間で約39億円の財源を捻出し、県としての緊急雇用対策に充てる考えのようであります。

そういう県内の雇用環境の中、市の方針として、来年度以降の市としての緊急雇用対策の概要はまだ提示されておりませんが、少なくとも来年度以降の当市の雇用施策の大きな柱になるであろう実践型地域雇用創造事業が本年5月に厚生労働省から採択をされ、予算が3年間で1億4,700万円ついております。このために尽力をされた関係者の皆様には心から慰労を申し上げたいと思います。

この事業は、地域での6次産業化の推進による産業活性化と新たな雇用創出を図ることを目標とし、3年間で355人の新たな就労者を目指し、そのうち22人の創業を見込むというもので、この事業に対しかける期待は、私のみならず地域、そしてだれよりも今現在求職中の多くの若者、失業中の市民が期待をしていると思います。

ただ、この事業に対しての市としての具体的な説明がないことと、事業主体が横手市と市内の経済6団体で構成される横手市雇用創出協議会であり、私は市の直接事業ではないという事業の中身のわかりにくさとそのことよってのチェック体制、事業の透明性、結果における責任等々、期待が大きいだけに一抹の不安を持ちます。

私は、今まで述べてきた雇用に対する種々の私の思いが、また市としての雇用環境がこの事業だけで全部解決できるとは思いませんが、まずは解決するための第一歩であってほしい、そういう思いを込めて質問をしていきますので、よろしく願いをいたします。

#### 1、実践型地域雇用創造事業について。

①横手市雇用創出協議会が実施主体とのことではありますが、市を含む7団体で構成をされているという中で構成7団体おのおのが各事業に対してどういふかわり方をし事業を進め、またそのことに対し

て数値目標も含めてどう責任をとっていくのか。また、とりまとめ、すなわち事業全体の統括責任はだれか。そして、その責任を負うことになるのはだれか、お伺いいたします。

②事業参加の機会を逃さなかった点については大きな評価をしたいと思いますが、提案事業は、当市の種々の就労、経済問題を凝縮した中からの解決、対応策としての事業提案と信じたいと思います。そのことを踏まえ、厚労省に提案をした事業の提案までの事業集積の手順とその中身、目的とするものは何なのか、お伺いいたします。

③この事業の実施期間はことしの7月から平成27年3月までの3カ年とお聞きします。まだ2カ月しかたっておりませんが、現在の取り組み状況とこれからの事業展開、またスケジュールをお伺いいたします。また、国から支援を受ける1億4,700万円を原資に事業が進められていくものと思いますが、事業の展開によってはこの協議会からの新たな事業提案等があると思いますが、それに対しての市独自の予算措置、またそれをベースとした事業展開は可能かどうかお伺いいたします。

④この事業によって3カ年で355人の雇用を生む計画であります、どういう形での雇用条件、雇用形態になるのかお伺いいたします。また、この数字の結果に対しての責任はだれがどういう形でとられるのか、お伺いいたします。

⑤3年間で創業者22人という数を見込んでいますが、現在の当地の経済、社会環境の中で創業支援は雇用支援よりも難しいし、支援する側も大きな責任と覚悟が求められると思います。金融関係も含めてどういう支援体制、プログラムを組むのか、お伺いいたします。

今、私たちの町ばかりではなく全国的に少子高齢化にどう立ち向かうか、共通の政治課題があります。そういう中において、その部分が先鋭化している。私たち秋田県の中でもこの前の報道はショックでありました。人口動態調査で秋田県一の人口減少が横手市と報道されたことであります。私なりに精いっぱいやっているのにという思いが強いせいか、余計にショックでした。私は、対処療法としての一番の処方箋は職場の提供であると考えます。雇用・経済対策こそ、この地での一番の喫緊の課題だと改めて指摘をしたいと思います。

くしくも今日9月5日は、池田勇人首相が昭和35年9月5日経済成長を推進し、国民総生産、1人当たりの国民所得を2倍以上に引き上げるとの新政策を発表した日だそうであります。陰りは見えてきましたけれども、今の日本の繁栄の礎が始まった日と記憶されております。市長には市としてのしっかりとした雇用・経済対策を示していただき、今日9月5日が記憶にも記録にも残る日にしていただきたいと心からお願いをして、まずは壇上からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 実践型地域雇用創造事業について、的を絞られて5点お尋ねがございました。答弁申し上げたいというふうに思います。

初めに、議員も触れられましたけれども、この横手市の雇用創出協議会についての説明をいたしたい

というふうに思います。

この協議会でございますが、平成18年5月に国の雇用対策であります地域提案型雇用創出促進事業、いわゆるパッケージ事業ということの受け皿として設立されたものでございまして、ご指摘ありましたとおり市と横手商工会議所、横手市商工会、秋田ふるさと農業協同組合、横手雇用開発協会、秋田県南工業振興会、横手市観光連盟の7団体で構成されております。この協議会におきましては、平成21年度から23年度までの地域雇用創造推進事業を実施いたしまして281人の就職を達成し、本年度からは実践型の地域雇用創造事業へ移行しているところでございます。この実践型地域雇用創造事業は、雇用機会が不足している地域で求められる人材の育成、雇用拡大に向けた取り組み及び波及的な雇用創出が見込まれる産業などの活性化を目的としているところでございます。

次に、この事業が採択を受けるまでの経緯について説明を申し上げます。

この事業は、本年1月に秋田労働局が開催いたしました説明会において、従来実施していた事業を利用しつつソーシャルネットワークサービスなどの新たな分野での事業展開を図ることが必要であると説明されております。これを受けて協議会では、1つ目に野菜、果物などを原材料とする加工用素材の育成や生産、2つ目に食料品製造業、3つ目にフェースブックなどを活用したソーシャルネットワークサービス、そして4つ目に観光分野の4つの重点分野として事業計画を作成しております。その後、秋田労働局との事前協議を経まして、2月末日までに事業提案書を提出し3月29日に厚生労働省のヒアリングを受け、4月19日には横手市雇用創出協議会総会において提案事業の内容、予算、雇用創出計画などを説明し承認されております。そして、国の第三者委員会において、雇用創造効果は波及的に雇用創出機会を創出する見込みが高いとして認められ、本年5月11日に厚生労働省から採択され、現在は横手市雇用創出協議会が厚生労働省から委託を受けて実施しております。

次に、この事業の内容について説明をいたします。

この事業計画は、地域の6次産業化の推進による地域活性化と新たな雇用創出を図ることをテーマとしており、具体的な事業といたしましては、雇用拡大を図るメニューとして、1つ目に地域企業の人材力強化事業、2つ目に新製品開発・新規事業企画人材育成事業、3つ目に6次産業化、起業・創業人材育成支援事業を掲げ、事業経営者や農商工業者などの雇用及び事業展開に役立つ研修、セミナーを実施することとしております。

また、人材育成メニューにつきましては、1つ目に地域産物活用人材育成事業、2つ目に地域ブランド・販路開拓推進事業、3つ目にソーシャルネットワークなどIT化推進人材育成事業などを掲げまして、地域資源の活用による商品開発やIT技術を活用した販売促進活動に役立つ研修、セミナーを実施することとしております。

就職促進メニューといたしましては、1つ目にホームページの開設、情報発信事業、2つ目に就職面接会を掲げまして求職者への情報提供並びに雇用機会の拡大を図ることとしております。そして、雇用創造実践メニューとして、1つ目に地域資源の開拓・開発、2つ目に首都圏商店街等との連携による商

品、観光プロモーション、3つ目にソーシャルネットワークなどITを活用した直接販売の直販システムの構築と運営を掲げ、市雇用創出協議会で3年間商品開発から試験的な販売までを実践することとしております。協議会では、セミナーを受講した方の中で、創業を考えている方や商品開発などに興味を持っている方などを実践支援員として採用し、横手産品を全国にPRし横手ファンの獲得をさらに進めることとしております。

次に、採択をされました以降の取り組み状況についてであります。この委託事業の実施期間は本年7月から平成27年3月までの3年間です。本年度は、7月から事業推進員1名と事務補助員1名を採用し事業の実施に当たっております。実施状況としては、各種講座とセミナーの開催、ホームページの開設、そして8月29日は市内のホテルにおいて就職面接会を開催いたしました。ホームページではタイムリーな情報提供に努めておまして、これまで実施した各種講座では首都圏などから講師を招いて、まず1つ目に起業新規事業の成功につながるポイントを学ぶセミナー、2つ目に地域に埋もれている資源の発掘のヒント及び商品開発の考え方と販売促進の手法についてのセミナー、そして3つ目にネット販売などの基礎を習得するパソコン研修を開催しております。

なお、実践型地域雇用創造事業の具体的な事業計画は毎年協議会の総会で決定され、その実施に当たっては事務局に配置されている専任職員が中心になって進めており、セミナーなどの告知、チラシの配布、就職面接会の運営などについては各団体の協働によりまして実施しているところであります。今後も計画に沿って着実に事業を実施してまいります。

次に、この事業で計画している雇用数人数と雇用形態について説明をいたします。

計画は26年度までの3カ年で、新たに355人の雇用を図る目標を掲げております。この設定根拠は、昨年度まで実施いたしました地域雇用創造推進事業の実績によりまして、セミナーなどに参加した求職者の約2割から3割程度が雇用に結びついていることや、ハローワーク横手で把握している新規就職率などを参考として算出したものであります。平成24年度は83人、平成25年度と平成26年度はそれぞれ136人と推計し、地元企業等に雇用されると見込んでおります。雇用形態についても同様に、1年を超える期間で雇われる常用雇用を213人、1年未満の臨時雇用などを120人、また創業者といたしましては22人と推計をしているところであります。

次に、創業者に対する支援について説明をいたします。

昨年度まで実施いたしました地域雇用創造支援事業においても、就職した281人のうち26の方が創業しております。主な業種としては飲食業や家電販売、菓子製造販売などになっており、このたびの実践型地域雇用創出事業においても22人の創業者を見込んでおるところであります。

創業については、ご指摘にもありましたけれども、資金確保や技術の習得などが大変難しいことと認識しております。基本的に創業に伴うリスクは自己責任で対応すべきであると思っておりますが、現在の厳しい経済情勢のもと前向きに取り組もうとする方に対しては、一定の支援が必要であると考えております。8月に開催したセミナーでは、2日間にわたり参加者が創業に向けた具体的な基本プランを作成し、互



いにプレゼンを行う内容で実施しておりまして、今後も開催する予定であります。

創業並びに雇用創出に向けた市の独自の事業といたしましては、創業するために空き店舗等の改修を行う費用を助成する起業創業支援事業、新製品の開発・製造に係る経費などを助成するものづくり創造支援事業、そして新卒者を正職員として雇用した事業所へ助成する新卒者等雇用育成支援事業などを実施中であります。また、8月からは起業したい人支援事業を開始し、インキュベーションマネージャーの資格を持つ専門員による個別指導を進めております。

今後も関係機関と十分に連携を図り、創業される方の経営に関する取り組みの可能性について検討してまいりたいと思います。

なお、実践型地域雇用創造事業につきましては、各年度の研修セミナーなどに参加した者のうち就職につながった人数など事業効果を国で評価し継続するかどうか決定されますので、市としましても計画目標が達成できるよう構成団体とともに取り組みを進め、今後もハローワーク、県など関係機関とも連携を密にしながら事業を展開してまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 今市長の答弁を聞いていて思ったのは、まだこの事業が正直、説明になっていない、細かく。それから、これは今までの事業の延長線上にあるのだという話でありました。そういう部分の中で、我々も庁舎内の人間だと思っています。やはり数字も含めて、それからこういう事業の、例えば来年度こういう事業が国から提示をされている、知恵をかしてくれ、そういう部分の中で共同提案できるような形になったらもっと我々も力が入るし、そういう形に、何というか、いい方向に行くと思うんですよ。その部分の中で、それこそ一方的に今市長述べられたけれども、ソーシャルワーカーでも何でも横文字を並べて説明をされて、私たちがわからないものが市民にわかるはずはない。でも、数字だけ見れば確かに役立っているんだなど。

今回、私は資料集めの中でちゃんと具体的な数字が出ているんですね、この今のパッケージ事業の事業報告の中で。担当にご苦労さんと言ったんだけど、これの説明がやはり十分でないがために、逆に一生懸命やっているのに不安がってしまうという部分が多分にある、そう思っています。

それから、もう一つ大きく言えば、今回の緊急基金事業の反省の中で、私反省してもしようがないんですけども、多岐にわたって庁舎内で人を使った。そのために8億何ぼのお金、それから国・県の支援を受けて、ここの中でなりわいの種としてやった、これは先ほども述べましたように評価はしているんだけど、次の就職のキャリアアップになっていないですね、スキルアップにもなっていない。

だから、そこをどうするかという部分も含めて雇用対策の、今までやってありがたいですよ、ありがたかった、結果もよかったんだけど、そこも少し1年ごとに知恵をかりて庁舎全体でやればもう少し、今終わるときでなく、非常によかったんでないかなという思いがあるんです。これは、それこそ執行部の皆さんも我々も含めて、この雇用に関して、ここの若者をこの地域でどういう風に生かしていく、

これは最大の政治課題だという、その最大公約数であるとは私は思っていました。

そういう中で、やはり一つの解決策というのは見当たらない。この事業に一つ、この事業に一つ、この事業に一人、そういう形の中でこれからは育てていかなければいけないのかな。だから今の説明の中で、セミナーでも何でも参加すれば3割、そうすれば4回出れば必ず回ってくるのかな、そういう話でもないです、これね。

実際の中で私が経験していて、今その雇用の相談の中で、要するに能力のある人間はまず第一義にリストラされないんです。民間企業においてリストラされる人間については、いろいろ自己都合とは違って会社の都合の中で言えば、もうけられる人材、能力のある人材は一義的に途中で解雇はならない、そういう理解でいます、いいとか悪いとかは抜きにして。そういう部分の中で、その解雇になった人間を能力がないというよりも、要するに個人的な能力よりもキャリアアップさせる、それからスキルアップさせる、そういう仕掛けが政治的にはもっと大事なのではないか。要するに今の部分の中で、みんな生保に行くんじゃないこれは困る。そこをまず何とかしていきたい、そういう思いでいます。

取りとめのない話で申しわけないですけれども、ただ市長にはひとつ聞いておきたいんですよ、私。それこそ10年後、20年後、この地域の若者が、何で、どういう形でまんま食っていけばいいんですかね。具体的にこれとこれじゃなくて、さっきも言ったとおりに、今までは一生懸命やってさえいれば、何年も一生懸命やっていればそれこそ結婚できて子供でかして、子育てして次につなげていく、そういう思いでいましたけれども、ここの首長として、それこそ将来展望をひとつぜひ示していただきたい。若者に対するメッセージで結構ですので、どうかひとつよろしくお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この厚労省のメニューに限らず、行政がつくるさまざまな雇用創出のためのメニューというのは、どうしても総花的と申しますか、特定のところに偏ったものとしてなかなか作りがたいところがございます、何と申しますか、新鮮味に欠けるところがあると思います。

それと、また私も議員と同じように、やっぱりこの地域の大きな課題、最大の課題ともしかしたら言ってもいいと思います雇用の問題、この手の問題、いわゆる経済の問題ですよね、経済の問題は平たく言えば、例えば農業であっても、製造業、商業であっても何でもそうですけれども、従来から伝統的に申しますか、行政が余り立ち入らない分野、立ち入るべきではない、行政がやるべきではない、深入りすべきでない分野というような、どうもそういう位置づけを深く深く行政組織の中、あるいは職員の意識の中にしみ込んでいるというのを強く感じておまして、さて世の中これだけ変わってきているときに、そういうことだけで市役所としての使命が果たせるだろうかというような思いを実はずっと持っております。

世の中とにかく変わったという意味は、先ほど議員が壇上でご自分の人生はまあまあだったというようなお話をされていましたが、まあまあのお話はおそらくここにいる方ほとんどみんなまあまあの人生であったと思いますが、背景となるものがあつたわけです。それは米の値段という一つのこと、

あるいは公務員制度とか含めて社会経済体制そのものが安定的に運営されてきたということ、それがここにきてがらっと変わってきています。もっと変わるだろうと思います。そういうときには、やはりこれでも従来と同じような成功体験で、その延長線上で世の中が運営できるとは思えなくなっている。

やっぱりそういう見方をすると、雇用の問題についても、従来の延長線上に新しい雇用の場を設けるという発想はやっぱり我々は持ちがたいのかなど。いろんな道具を使いながら、ITも含めてであります。いろんな切り口で取り組むわけでありませけれども、やっぱり基本的には、人口がこの地域、中期的に見た場合に、あるいは長期的に見た場合に減少するのは否めない事実でありますので、そういう地域の環境を前提として、是とするわけではありませんが前提として、じゃこの地域で考えられるマーケットは何かと、飯食える場所は何なのかということをやったり我々も冷静に考えなきゃいけない、提示していかなきゃならない。

ところが、世界的に見たときにはそうでない地域もある。これをどういうふうに分身の人生の中に位置づけるかというようなこと、そういう意味では、今世の中はがらっと変わって、世界も変わっているということをやったり歴史の勉強ではなくて現実の勉強として、肌身にしみてやはり理解をしていかなきゃならないだろうと。その上で、自分がやりたいことを何とかその中から見つけてほしい、そういう環境の中で。農業もしかりであります、ITもしかりであります、あるいは物をつくることもしかり、小売りすることもしかりであります。

環境は変わっても人間は食べなければ生きられない、生活に便利な道具が必要とされるときには売っている店がなければいけない、いろいろなニーズはあるわけでありませ。これからもなくなるはずがない。ただ、質的に変わってきている。そういう中の流れを何とかさまざまな機会の中で勉強していただきながら、ご自分に合った道を何とか見つけてほしいものだなと、そういう支援を、あるいは場を最大限提供し続けてサポートするのがやはり今日的な行政の役割だなと。もしかすれば、一歩踏み込んで経済のリスクはとれないけれども、もう一段の取り組みというものも行政としてしていかなきゃならないだろうと。それは政策面であり、あるいは予算を伴ったものであり、さまざまあると思います。

まず、何よりも市の組織、市の職員、我々が議会の皆さんと一緒に行政、あるいは地方自治体として地域の雇用にどういうふうにかかわっていくのか、責任をどう果たしていくのかということをやったりいま一度、まさに議員のご指摘のあったようなこういう創造事業、厚労省のメニューにあるから市も含んでおりますけれども、外部の構成団体の協議、実践の中にゆだねるということだけでとどまってはもろんいけないという反省は持っておりますので、まさにオール横手市の英知を議会の皆さんと集めて取り組みを強化していく、広げていく。間違いなく世の中は変わって、きのうまでよかったことが、もうあしたはよくないという時代であります。是とするつもりはないんですけれども、それが前提とならなければいけない時代だという認識をまず共通して持ってこれからも進めてまいりたいと、そのように思います。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 市長、ありがとうございました。

そのとおりですね。考えれば考えるほど道は多様だけれども、一つ一つが非常に深くて難しいよな、そう思っています。ただ、その中で教育長、やはり子どもたちが、どうも我々、こと自分の子どもに対して自分の価値観を黙っていてもよかった時代なものですから、結局今の子どもたちが、私からすれば孫に対して、例えば仕事に関しての指導ができないんです。うちだけでないようでした、見ていて。そういう時代に育ってきたからだと思います。

そういう部分の中で、義務教育上の中でキャリア教育、非常に私は大事であって、これこそやっぱりしつけていかないと、逆に新聞報道も含めて、せっかく入ったいい会社でもそれこそ我慢が足りない、我々から言わせれば、そういう形で惜しいという形でやめる子どもたちもたくさんいる。そしてまた、その一例をあげれば正規雇用と非正規雇用の生涯賃金の中で、非正規雇用が生涯賃金7,500万円だそうです。正職員が2億3,100万円だそうです。3.5倍の差があるそうです。だから、ある学校ではとにかく新規で入るときにはそれこそ正規雇用されるように頑張れ、1年浪人してもそういうふうによれという形の中での指導をしている、そういう学校もあるようです。

少し早いかもしれないけれども、逆にこういう地域だからこそ小学校、中学校の中で教えられるキャリア教育、職場体験だけでなく、どうか工夫をしてもらいたいというのが私の思いなんですけれども、一言答弁もらってよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 学校教育の中でも、今議員がおっしゃったような問題意識はかなり年々強くなってきて、秋田県も我々の地域も、キャリア教育の視点を入れたふるさと教育だとか、その視点がだんだん強くなってきていることは事実であります。

家庭で職業について教えるというのは、もちろんその段階、ある段階にならないとなかなか理解できないことですので、具体的に事業として展開できているのは中学校と、小学校ではじゃキャリア教育はないのかということそうではなくて、やっぱり仕事に関する勉強だとか、今横手市では小学校の職場体験だとか職場見学だとかを仕組んでやっているわけですが、年々そうになっていることは事実です。

ただ、今議員がおっしゃいましたように家庭でなかなか指導できていないというのは、例えば職業の一覧をつくっても片仮名だとかの職業ががらっと出てきて、親はやっぱりそれを一々理解して教えるというようなことは不可能であろうと思うんですね。だから、ただ家庭ではできないのかということではなくて、仕事というのは先ほど議員が冒頭におっしゃったように、せやんではだめなんだよとか、そういうことはきちっとやっぱり家庭が教えなければいけない義務的なことであろうし、学校と家庭がよく連携してというのはそういうことで、学校では学校として持っている情報で子どもたちのキャリアに対する支援をしていくと。小学校は小学校なりに、中学校は中学校なりに、高校は進路選択というところまで踏み込んでいくわけですので、そういう段階的なのとか、指導計画としては大まかに持っているのが学習指導要領ということになるかと思えます。

だから、横手市でも一生懸命やっていきたいというふうに思って、今も考えているところであります。この程度でよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 佐藤誠洋 議員

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

連日の猛暑が9月になっても続き、住民生活や農作物に深刻な影響が出ているようです。特に、果樹につきましては早生種のリンゴに日やけ、色づきの悪さが出て収穫が大きく減少する見込みとのことです。このうだるような暑さの中、収穫の喜びを味わうことなく、売り物にならないものを収穫しなければならない農家の気持ちはやるせなさでいっぱいのことと思います。雪害復旧・復興を進めている中、自然の猛威にはなすすべがなく、ただただ天候が、今の時期らしく雨が降り涼しくなってくれることを願うばかりです。市当局におかれましては、農家の声を聞きながら、農家が再生産できる、続けていこうと意欲を失わない応援する施策を実施していただくことを期待しております。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

1点目として、地元企業優先発注の取り組みを進めたいかがかという提案です。

1項目めにありますエコノミック・ガーデニングという言葉は初めて耳にした方も多いと思われます。お手元に配付しておりますが、これはアメリカ発の地域活性化プログラムの名称であり、現在鳴門市、藤枝市などが取り組みを始め、その他の自治体でも興味を持っているところが多いようです。ガーデニングという言葉には、自分の庭の草木がいつかきれいな花を咲かせるのを楽しみにして大切に育てるといった温かい響きがあります。これまでの企業誘致による産業振興を軌道修正して、もっと足元の、地元の中小企業を大切に育て、雇用の場と活力の源泉にしよう、それこそが住みやすいまちをつくることだという概念です。

背景には、これまでの企業誘致を進めて、そこに雇用を生み出し大きな発展をなし遂げてきた社会構造の限界、また世界規模のグローバルな経済構造の中で、超円高の影響で事業の海外移転を展開していることなどがあります。大企業の企業誘致が成功したところを大変うらやましく思っておりましたが、

リストラの影響は各自治体にとってはかり知れない悩み、苦悩であろうと思います。県内においてもかほ市がそうであります。合併前の仁賀保町は財政力指数が1以上で、交付税の不交付団体であったことは大企業の企業城下町にとってその影響力のすさまじさを物語り、またその反動の大きさも我々に思慮深くなれと教えてくれます。

エコノミック・ガーデニングは、頑張っている地元の財産である企業、企業の技術力を見直しする意欲のある企業、新分野に挑戦しようとしている企業のマーケティング支援、情報収集・提供を行政、専門的なコンサルタント、金融機関などが行う。さらに、企業間同士が情報を共有、交換することで地元企業を育成していこう。そこに雇用を生み出し税収を上げていく。これらの取り組みを継続して大切に育てていく。それはやがては自分の庭に大きな花を咲かせることのように。これがエコノミック・ガーデニングです。この概念は、昨年度産業経済常任委員会で視察した愛媛県西条市の西条産業情報支援センターの設立目的と合致しております。

今年度横手市では、この西条市の政策を取り入れたインキュベーションオフィス設置事業などの新規事業を展開中ですが、ものづくり支援事業などの継続事業を含め苦戦しているようです。

西条市の政策は、さまざまな形でやる気のある地元企業を支援していくマーケティング、情報収集・提供、中でも使える情報をキーワードに、産業振興を目的とする三セクの株式会社西条産業情報支援センターを設立しました。

横手市において市長が、基幹産業である農業、農家は農作物をつくるのは上手だが売るのは苦手、それではいつまでたっても農家の所得は上がらない、消費者が欲しい物、買いたいと思う物をつくらなければ売れない、やる気のある農家を育成しようとの思いから、情報収集を行うマーケティング推進課を産業経済部につくったこととよく似ております。

市長、当初のマーケティング推進課の設置目的は、対象が西条市の産業か、横手市の農業かの違いで、目的はかなり近いです。これまでに培ってきたマーケティング推進課の経験から、応用がきく、効果が期待できる政策になり得ると思います。農業を含めた地元企業を支援する仕組みにこのエコノミック・ガーデニングの考え方を取り入れ、新たな横手市の産業振興策、雇用対策として地元企業育成を進めたいかがでしょうか。ご見解を伺います。

次に、2項目めとして、すぐにできる取り組みとして今後の大型公共事業、具体的には小・中学校統合事業、地域局建設事業、学校給食センター統合事業、クリーンプラザよこて建設事業などの事業に、地元企業でつくられた製品を優先発注、優先納入することで地元企業を育成し、結果雇用を生み出す政策、仕組みづくりに取り組んでいただけないかを伺います。

限られた期間、予算による公共投資ですが、地域内でお金を循環させて経済活性化に結びつけていただきたいということでもあります。税金を使うことですから、安くて品質のよいものを求めるのが自治体の健全な姿であるわけですが、今日先ほどから述べておりますように地元企業の育成、すなわち雇用の確保も自治体には求められております。公共事業投資ですから透明性を図ることはもちろんですし、一

定の条件を整えなければなりません。極端になり過ぎない仕組みづくりをした上で、適度なバランス感覚が求められるものと思います。この地元優先発注は既に実施している自治体も多く、参考になる仕組みや指針があると思います。徳島市、盛岡市では市の全部局の公共調達を適用対象としており、さらに具体的な数値目標まで掲げて取り組んでおります。

市長、横手市もぜひ市内地元企業育成、雇用の拡大を目的に地元優先発注に取り組み、地元企業の製品を公共調達に発注する取り組みを進めていただきたいのですが、ご見解を伺います。

次に、2点目として、個別外部監査を取り入れ、より行政執行の透明性、的確性の拡大を目指すべきではないかという提案です。

外部監査につきましては国の地方制度調査会の審議から、現在は都道府県、政令都市、人口30万人以上の中核都市に包括的な外部監査を義務づけておりますことをご案内のとおりです。県内においては、秋田県と秋田市が包括外部監査を行っております。外部監査の必要性は認識しつつも、経費が莫大にかかることが国の地方制度調査会が全体に義務づけていない理由の一つであろうし、市町村にとっては踏み込めない大きな理由でもあります。

横手市の内部監査は充実しており、監査報告書は的確を満たしており、規定に定められた範囲、責任、義務を十分果たしていると思います。それは既に外部監査を行っている自治体にとっても同様であると思います。にもかかわらず外部監査の導入が議論されている理由は、一つに、どうしても身内に甘いんじゃないかという市民目線があることです。実際に、外部監査指摘が適正であったことがこれまでも実例としてあります。また、今までのやり方で何ら問題がなかった、起きなかったからこのままでいいとするコンプライアンスの甘さ、なれ合いからの緊張感の欠如などで不祥事が起こるのではないかなどが挙げられます。

2つ目に、行政執行の監査には詳しいが技術的な分野には弱い。監査人によってはその逆の例があるかもしれませんが、専門的な監査が行われにくいことなどが挙げられます。

大きくは独自性、客観性、専門性の観点から外部監査が求められていると思います。一方で、外部監査の欠点、監査そのもののあり方も問われています。それは、事業の評価を人口規模などで単純に類似団体との比較で判定したり、監査の目的、テーマが実際の現状と合っていないあったりしている点です。さらに、単に報告のみで今後の行政サービスにどう生かすのかがあやふやだったりしている点などです。このことは、既に市民オンブズマンが包括外部監査に対して通信簿をつけて評価している点、さらには外部監査報告書への評価だけでなく指摘事項に対する行政側の対応の調査も始め行政側の措置に対する評価もしている点から、外部監査の有益性は確実にあるものと思います。

横手市において外部監査を実施するに当たり、財政的な理由から個別監査を行い、そのテーマに関しては内部監査と十分調整を行い、指摘された事項に対してどう生かすのかを検討すれば有益な投資だろうと思います。また、外部監査の導入は行政側、職員に緊張感が生まれ、指摘事項の措置により資質向上にも結びつくと思います。市長のご見解を伺います。

以上、よろしくお答えくださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点のお尋ねがございましたが、まず1点目から答弁申し上げたいと思います。

1点目の地元企業優先発注の取り組みの中での1つ目、エコノミック・ガーデニングの推進についてでございますが、今回ご質問いただいて、私も初めてその概要を勉強させていただいたところでございます。これにつきましては、既存の事業や団体の活動を充実することで対応可能というふうには思っておるところでありますけれども、今後、ご指摘があったような先進的な事例を照会いたしまして、研究をしてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、公共事業における地元製品の優先発注についてであります。現在市内の企業が製造しております木材製品及び照明器具などについて一部導入を進めておるところであります。公平性の確保など契約上の問題はございますが、地元企業の支援並びに雇用確保に向けて積極的に導入するよう検討してまいりたいと思います。

2つ目の個別外部監査制度についてであります。

この制度は、地方自治法の一部改正によりまして平成9年6月に創設された制度でありまして、各自治体が条例化した上で特定の案件について、公認会計士や弁護士などの外部監査人に監査を委託するものであります。総務省が行った地方公共団体における外部監査制度に関する調査によりますと、指定都市及び中核市以外で個別外部監査を実施するために条例を制定している団体は平成21年度で1,668団体中69団体となっており、そのうち実際に監査を実施した団体は9団体でございます。

また、監査にかかる費用につきましては、平成21年度のデータであります。平均いたしますと約463万円ということになってございます。現在の監査委員の定数は地方自治法によりまして2名と定められておりますが、ただし書きによりまして、条例で定数を増加することが可能と規定されております。監査体制の強化に当たっては、こうした内部の監査委員を充実させるという方策も考えられますし、そのほか外部委託に要する費用対効果などを十分に見きわめる必要がございます。

議員ご指摘のとおり、外部の専門的な見地から行政運営や予算執行に関する公平公正の確保や透明性の向上を図るといった外部監査制度の意義やねらいは私も十分認識しておりますので、各自治体の導入状況を注視しながらさまざまな角度から研究をしてまいりたいと、このように思う次第でございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） まず最初に、1点目のエコノミック・ガーデニングについてお尋ねをいたします。

今市長のほうからは、現在ある仕組みづくりの中で可能ではないか、さらにエコノミック・ガーデニングについて勉強を進めていって取り組んでいくと、そういったお話でございました。恐らくこれは、



私の前に質問された齋藤光司議員とのやりとりの中でお話のあった中身なのではないかと思えます。やっぱりエコノミック・ガーデニングに関しましては、名前も初めて聞かれた方も多いということで、この点に関してはこれから検討、勉強、内部でぜひしていただきたいと思っております。

その中で、進める上で一番大事なのは、先ほどの齋藤光司議員のお話でもありましたが、やっぱり主体が、だれがやるのかというが一番問題になるのではないかと思えます。その主体とさらには役割分担、行政はどこの役割をするのか、先ほどの産業創出センターのお話でも、そちらのほうでも、雇用創出協議会ですか、こちらのほうの実態とはどうなっているのかということもさまざまなことがありまして、具体的な点が非常にまだあやふやなところであろうと思えます。

そうした中でもう一度お尋ねしますけれども、市長は最終的には今の、例えば横手市雇用創出協議会なりの団体が担っていることをエコノミック・ガーデニングにも勉強することにより取り入れれば、それで何とか私の質問する中身のことができていくと、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 必ずしも雇用創出協議会だけをイメージしたわけではございません。何よりも大変申しわけございませんけれども、このエコノミック・ガーデニングというのは私の勉強が不勉強なままの状態でございますので、こういうふうな半端な答弁になったわけでありまして。もうちょっと勉強する中で、研究する中で、雇用創出協議会の例えば機能をもっと発展的に拡充してやることができるのだとか、あるいはそれを包括する形でできるとか、いろんなアイデアが出てくるのではないかなど。

やっぱり厚労省のメニューでつくっている関係上、どうしても非常にがちがちな部分がございます。これはこれといたしましても、それに対してもうちょっと、先ほど齋藤光司議員の質問には答弁いたしましたとおり、市民の代表であります議員の皆さん、議会ともうちょっとやりとりする場が、こういう市の大命題でありますのであるべきではないかなと思っております。

過去にもそういう緊急的な雇用について、産業振興についても協議した経緯がございますが、ぜひそういう協議を、これはどういう、例えば委員会等の形がいいのか、あるいは個別にやったらいいのかというのはこれからの検討でありますけれども、いずれそういう中で、エコノミック・ガーデニングということに今のところはまだこだわっていないんでありますけれども、新たな議員のご指摘をかりれば主体と役割分担ですか、こういうことを考えていく必要があるだろうと。

やはり市は、政策立案し予算を裏づけとして実践する責務があるわけでありましてけれども、なかなか経済活動に対して余り敏感でない組織でございます。どっちかというとな得手とする組織だと思います。この辺をどうするかというのは、これは多分横手市に限らない話だと思いますが、他市でまねができる部分があればまねをしたいと思えますが、ぜひこの辺について、ただ民間の各経済団体を束ねればそれで済むということではとどまらない時代だということの認識はしておりますので、我々ももうちょっと研究して早目の手だてを講ずるようなことをしたいし、議員の皆さんからも具体的なご提案もちょうだいしたいと思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番(佐藤誠洋議員) 我々も含めまして、ぜひ市長のほうには、このエコノミック・ガーデニングについていろいろと勉強されて取り組んでいただきたいと思います。

壇上でもお話ししましたが、考え方がマーケティング推進課をつくられたときの農業に対する思いと、この産業という名前が違うだけで、私似ていると思います。本当に市長の考えが、農業に対するマーケティング推進課でなくて、産業マーケティング支援課とかという名前になれば、そのまま農業も含んで全産業というふうな形で可能ではないのかと思うぐらい似ていると思います。

さらには、異業種間の交流などによりますと6次産業化もさらに進めやすくなるものではないかと思っておりますので、ぜひこのエコノミック・ガーデニングを進めていただきたいと思います。

1番の先ほどの齋藤光司議員のあったところと違うところは、議員もご指摘しておりましたが、国のメニューによるところで市が対応していくということですので、やっぱり限られた予算なりさまざまな縛りがあるので、花が育つ前に枯れてしまうかもしれないし花が育たないかもしれない。そのエコノミック・ガーデニングの自分の庭の草木を手入れしながら、肥料をやりながら、さまざまやりながら花を咲かせるというのがイメージ的にはそういったことですので、それを継続して行く。さらには、ばらまきではなくある程度のやる気のある企業を育てていくという点で非常に特徴的な概念だと思っております。ですから、ぜひその概念を進めてまずいっていただきたいと思います。

次に、具体的な支援策といたしまして、既に建材ですとか照明器具のほうに市の発注を取り入れているということでしたけれども、これは例えば財務のほうの契約検査課なり、そういったこととかという内部的に協議して市としての指針なりとか、あるいはそういった全部局で取り組みなさいよとか、そういった話になっているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 すみません、ちょっと笑ってしまいましたけれども、決して笑いに何の意味もないんですけども、地元調達に関することについては、私もかねてから大分ある意味で危機感を持ってまして、さまざまな調達は、新市誕生以来、公平・公正・透明性、これを標榜して取り組んでまいりました。このことによりまして、地元の企業さんが対応できない部分というのはたくさん出てきた経緯がございます。それについてのさまざまなご提言、もっと具体的にいえば批判等々も受けておったところがございます。市のスタンスとしてそういう姿勢は貫くべきだというのが私の基本的な考え方でありましたので、そういうことでやってまいりました。

そういう中で、昨今の構造的に激変してもっともっと変わるだろうこの地域の仕組みを考えたときに、そういう行政として地域社会でどうかかわり合うべきか、これからのかわり合い方については、やはり安定的な地域社会を前提とした中での考え方ではどうもいけないのではないかというような考え方を現在持ってございまして、今ご指摘のあるような地元の調達という部分についてはどういうことができるかという検討をしようということでの指示はいたしました。

どういう形で、従来市が方針として掲げておったさまざまな調達、あるいは入札のあり方等々、これからの時代に合うようにどういうふうに変えていけるのか、その分野はどういうところなのかということについての検討を部分的にいたしておまして、そういうことが固まれば、そのことがそれなりの成果を上げるということであれば、しっかりとした判断をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 市長のほうから最初の答弁で、建材と照明器具については既に行っているというお話があったので私再質問したわけですがけれども、これの実績については、そうしますと市長はどのように現在判断されており、それでさらにどういう経緯でその2つのみが市内の企業発注、地元優先発注という仕組みに取り込んだのか。

ですから、私は試験的にやったのであればそういうことでしょうけれども、それを内部的に指針づくりですとか、市長の政策上でそういった地元企業を優先発注して地元企業を育てていくと、それで雇用をつくっていくということの指示で行ったのか、どちらなのかお尋ねします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今ご指摘のありました内装材の話と照明器具でありますけれども、これは大変地域でもユニークな事業を展開している企業というようなことで、そういう業をやっぱり市としても積極的に支援すべきだというような観点からまず取り組んだ次第でございます。

こういう技術を持っている企業さんの製品については、これからも積極的に応援していくべきだというふうな姿勢を持っているところでございます。この件についてはそういうようなお答えをさせていただきます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 恐らくは産業経済部単体でそういった、たまたまLEDの蛍光灯ですとか燻炭ボードといった物が取り組まれたことと思います。

今、市長はそれに対しての評価をされているようですけれども、私が望むのは、今後の来年度に向けての施策ですけれども、こういった地元優先企業の取り組みをぜひ市長の指示で全部局にわたり、ですから先ほどの契約検査課なりさまざまな部署で話し合わないと、やっぱり市は何をやっているんだと、例えば指針がないと、あれはよくてこれはだめなのかとかとさまざまな問題が出てくると思います。そういったことを市長の指示により内部できちっと進めていかないと、せっかくの地元企業優先発注をしようとしているのにそれを足を引っ張るようなことが出てきてしまうかもしれませんし、そういったことをぜひ市長の今の具体的な燻炭ボード、LED照明についての評価から、今後、どのように地元企業優先発注ということに取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この件につきましては市長部局、教育委員会部局を問わず、財務部、総務企画部、

連携のもとに新たな調達指針をつくるべく準備をいたしております。それがまとめ上がれば全庁的に取り組む方向づけとして公表し、その方針の徹底を図ってまいりたいと、そのように思う次第であります。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

その中で一つすぐにでも取り組んでいただきたいのが、今の企業の製品、一体だれが全体を把握してその企業の持つ技術力、うちはこういう分野が得意だとかうちは今こういう製品があるとかいうのを、情報収集といいますか、こういうのがないと、やっぱり4月からすぐには取り組めないとは思いますが。

産業経済部で現在どのようにそういったことを把握されているのかはまだ私知りませんが、恐らくはやっぱりこういったことをきちっと取り組んでいかないとすぐには進めないし、あるいは全部局で進めるときにいろんな方々が市内のどこの企業にどんな物があるのか、どんな技術がすぐれているのかというのはわからなければ無理なことですので、そういうことは今からでも進めることが可能であると思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 全くそのとおりでとは思いますが。

産業経済部もさまざまな補助メニューを使いながら、地元の企業さんの新しい取り組みを応援している経緯がございます。そのデータはございます。しかし、そういうことに申し込んでこない方については、なかなか全部把握できているとは言いがたいところもあると思います。何をもちょうど固有の技術というところもなかなか難しいところではありますけれども、審査するわけではありませんけれども、広くこれを周知徹底を図りながら、産業経済部を軸として情報収集に努めて、さまざまな推奨する仕組みの中に取り組めるような調査はしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） これも先進事例があるわけですので、そういったことも参考にされて、ぜひ来年度の重要な施策として取り組んでいただきたいと思っております。

次に、外部監査についてお尋ねいたします。

外部監査につきましては市長と、その重要性なりさまざまな点は同じ認識を持ったものと思っております。私は、今の内部監査が不十分であるですか、そういったことは全く思っておりません。内部監査も素晴らしいことです。ただ、壇上からもお話ししましたとおり、市民目線から見ると身内には甘いんじゃないかという懸念、さらにはやはり行政独自といいますかその仕組みの中で、一般的な社会常識からするとちょっと変じゃないのというのが行政ではそれが当たり前に行われていたり、それが違法性があるということじゃないです、それは特異な部分ですからいいとは思いますが、そういったことに対して外部からも客観的に見て、それは十分クリーンな部分であるし透明性を図っているという点から、市長の今までやられてきたことが、行政執行が、外部から見ても非常にしっかりしているんだということを証明するためにも、それを周知徹底するためにも、私は必要なのではないかと思います。

といいますのは、先ほど市長は、さまざま全国の自治体数多くある中で独自でやっているところは本当に少ないということで、そういったことも判断材料としたいというような答弁でしたけれども、当市の持つ特異性といいますか、特徴的な点としましては、県内でまず横手市だけが郡市一体の合併をいたしました。今、合併して7年たちましたけれども、ようやくさまざまな点で、例えば同じ書類で仕事をするとか、これ当たり前の話ですけれども、仕事の進め方なりが独自性がなくなってきたといいますか、地域局に独自というのが少しずつ薄まってきたのではないかと思います。

しかしながら、やはりまだ地域局独自のものがあることは確かですし、さらには市長自身にとりましても、旧横手市時代から含めると現在がまず5期目ということで、非常に顔なじみ、顔見知りが多いということからも、客観的に、今までも十分だけれどもさらに十分だということをやっぱり周知するという点から、私は横手市独特の今持っている状況からも外部監査が必要なのではないかと考えております。その点いかがですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 やはり8市町村の合併ということ、しかも郡市一体の合併、あらゆる事務事業が一部事務組合の事業もそっくり引き継いだというような極めて特殊な事例、そして合併に至るさまざまなプロセスが背景にもございまして、7年たっているわけでありましてけれども、ご指摘を待つまでもなくすべてがうまくいっているわけではございません。まだまだ構造的な弱点を抱えながらの現在進行形なわけではございまして、そういうところに対して外部監査を入れることがどうかというのは、私にもわかには判断できかねるところもございまして。

これは執行にかかわる話でありますので、すべからく私の責任につながるわけではございますけれども、ただご指摘があった個別の話、個別監査というような、包括ではなくて個別的な監査になりますと、これはやはり我々として、もちろんこれは議会の皆様のご意見もちょうだいするわけでありましてけれども、この部分についてはどうしても知恵を出しかねるというような部分はやはりゼロでないと思っております。そういうところに個別監査をしていただくことによって、これは極めて専門性の高い分野という意味でございまして、これは否定するものでは決してないわけではございます。

そういう意味では、我々全国に9団体しかやっていないということでもありますけれども、九つやっているという事実もあるわけでありまして、数が少ないからどうということではなくて九つがどううまく使っているか、この事例を研究する必要があるだろうというふうに思いますので、決して、何と申しますか、及び腰になっているわけではないことをまずご理解いただきながらこの先行する9団体の取り組み等々も勉強させていただいて、我々としてみずから持つ、我々における個別の何ともいいかんともしがたい課題、これはそれこそ市の監査委員の方にもご相談すべき案件だというふうにも思いますので、その辺をよく相談しながら進めていきたいと思っております。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） ぜひ進めていただきたいと思っております。

その中で、私のほうからじゃ個別監査、どういったものがあるのかなということでは私なりにいろいろと考えましたけれども、まず1つは、独自性なり客観性の立場から、三セクに対して個別外部監査を実施したらどうだろうかと思っております。

その理由としましては今、今年度から産業経済部の商工労働のほうで温泉施設のほうは担当するようになりましてけれども、以前、去年3月までは市の産業経済部の観光物産課が担当し、さらには総務の企画が担当し、実際の場面では地域局の産業経済が担当すると、何が何なのかさっぱりわからないというような形がありました。それが一本化されたことになっておりますけれども、まず1つとして、三セクの温泉施設に関しましては、これは先ほど私言いましたように、市の特異性、行政の持つ特異性から違法なことではありませんけれども、社会の一般常識からしますと、市の副市長が温泉施設の会長を務められているということは、まず客観性の点から一般的な企業なり市民の目からは普通でないというふうに見られるのではないかと思います。その点から1つ。

さらには、先ほど地域局独自のやり方がそのままある、そういう点があるというふうな指摘をしましたが、中でも温泉施設に対しましては、これは三セクに限らず設立当初の目的なりが地域局独自によりましてさまざまな経営判断なり経営状況があるわけですが、三セクについても同様に、非常にその会社の書類上の規定なりあるいは考え方なりをやっぱり独自に持っており、そこになかなか行政が踏み込めないような状況もあるのではないかと思います。

そういった2点から、ぜひ外部監査を導入することにより透明性、クリーン性を証明していただいて、間違いのないことを何とか示していただきたい。これからやっぱり財政負担、さまざま今までもしてきましたけれども、これからは必要なことは行うこととありますし、その点がまず一つ必要じゃないのかなと思っております。

もう一つは、専門性という観点から、外部出資している団体、例えば森林組合でありますけれども、これまでも私も産業経済常任委員会において理事長さんなり専務さんなりからいろいろとお話を伺ってまいりましたけれども、我々の段階ではどうもその森林組合の組織そのものの流れなり中身がやっぱりよくわからない。特によくわからないのが、理事者でありながら事務方のトップを兼務されているとかです。そういったことがどういうことなのかというのが、やっぱり全然勉強不足で幾ら聞いてもわからない部分がありました。

さらに、内部監査上も出資団体というところに関しましてはかなり監査する制約があるようでして、そういう点から森林組合等の事務執行、行政に関して専門的な方々から監査していただくことによって、市のお金の出し方なり行政執行が適格であるということを証明するためにも、この2つについてぜひ個別外部監査を実施したらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 具体的な明示があったわけではありますが三セク温泉施設、これについてはできてきた経緯というのは地域によってさまざまありますので、なかなか一律な判断は難しいというこ

とがございました。

それと、やはり新市になったとはいえ八つの地域の個性を生かしたまちづくりを標榜いたしておりますので、やはりその地域の方々の歴史的な思いというものは、これはゼロにするのはなかなか難しいものだなというふうに思います。また、してはいけないことではないかなと思います。

そういう中で、経営という観点で見たときに、適切な経営が行われるかどうかというのが大事だという指摘だというふうに思います。これについては、それこそたたき台のたたき台になるものを議員の皆様には提示しているところがございますが、これは主として執行部側から出したものでございまして、これについて監査してもらうということがどういうふうに適当なのかというのは、なかなかわかに判断できかねるところでございます。

我々はまだ原案も出しているわけではなくて、たたき台のたたき台でございますので、そういう意味では、むしろ我々はその方向づけをするときに極めて専門性の高い部分でありますので、独自性という言い方をされていましてけれども、そういうときにそういう段階で個別監査、それも適当な方の意見も聞くというのはこれまた変な話でございますので、結果についてどういうふうに判断しどう改善し指導するかというようなことが監査の役割だと思いますので、その辺のご提案いただいたことを含めて我々の整理を1回しなきゃいけないだろうと。

ただ、ご指摘いただいた三セクであれ、外部出資法人については問題意識がもちろんあるわけでございますので、これは受けとめさせていただきながらしっかり検討する素材とさせていただきたいと思えます。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、市長のご答弁からありますようにやはり監査することが目的ではありませんので、監査をどう今後の行政執行に生かしていくのかというのが一番の目的ですので、やっぱりお金がかかる話ですし、その点はしっかりと検討していくことであろうと思います。

その中で、個別外部監査は市長が今お話しされたように、これは長からも外部監査請求ができますし、これは議会からもできます。さらには一般市民からもできるのが個別外部監査ですけれども、そういった点からも、ぜひ先ほどのエコノミック・ガーデニング同様、市長側と議会側とこういった個別外部監査の必要性、あるいはもしやるとすれば行政に対する資質向上のためにどんな外部監査したほうがいいのかというその内容まで含めまして、ぜひ議会とその2点について会議の場を設けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議場でする話ではないと思いますが、やはり協議する必要性は感じてございます。

どういう形のどういうメンバーで協議したり相談するのがいいかというのは、これは議長とよく相談しながら進めてまいりたいと思えます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 1 時15分といたします。

午後 0 時 0 2 分 休 憩

---

午後 1 時 1 5 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 播 磨 博 一 議 員

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員に発言を許可いたします。

23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） 会派さきがけ、播磨博一です。

ちょっと声の調子が悪いのでお聞き苦しい点もあろうかと思えますけれども、お許し願います。

今日の朝の田んぼでの農家との会話ですけれども、いや、いい雨降ってけだな、口々にそういう話でした。もう一言、もうべっこ欲しかったなというのが本音だったようです。それは、私が今回もっと雨が欲しいという中でこの豪雨災害の質問をするのは、何かこう変な気もしますけれどもよろしく願いいたします。

以前から災害は忘れたころにやってくるという話を耳にしていましたが、一昨年豪雪から始まり、昨年は東日本大震災、2年続きの大雪、そしてことし春の暴風、7月の大雨、またもしかするとこの連日の猛暑も入るかもしれませんが、まだ直近の被害から立ち直れないでいるうちに次々と襲ってくる災害に、比較的安全と思われる当地でも、近年よく言われる地球規模の異変の一端があらわれてきているのではないかと心配する市民の方々も多いのではないのでしょうか。

さて、7月5日から6日にかけての豪雨ですが、産業経済部長によれば、雄物川町常野地区では24時間雨量が200ミリを超え、約200年に一度の大雨だったという報告がありました。私の地域もすぐそばなので、そんなにすごい降り方だったのかと改めて驚かされてしまいました。雨は6日の朝方には小康状態になっていたと思いましたが、逆に水路の水かさはずんずん増していったと記憶しています。そのピークは昼前後で、私のところでは水路からあふれ出た水で一面湖のような状態になりました。夕方近くには引けたのですが、その跡を見ると、これは大変な被害のおそれがあるというふうに感じました。その時点で既に雄物川町の大沢地区においては大変な土砂災害が発生していたわけですが、平場の私はまだ想像できていませんでした。

被害を後に知り、現場を見に行きました。状況については市長が7月の臨時議会で報告したとおりで、目の当りにするとそれはひどいものでした。作物の被害を初め、農地、道路、水路などの復旧はこれから本格的になるかと思いますが、資金面も含め今後の対応をどうするか、頭を悩ます農家も多い中、産業経済部及び地域局による相談会が開催されたことは、被災された方から大変よかったという



声がありました。平場の地域においても程度の差はあれ、予想外の被害が発生しました。

以上の状況を押さえながら、以下の3点を質問したいと思います。

所信説明の中にありましたが、市農業経営安定化対策資金に、自然災害枠を設けたことは大いに評価できると思います。被災した農家がまず気になるのは、その後の支払いを含めた営農資金の手当であります。この制度により幾らかでも有利に利用ができ、しかも迅速に対応していただけるのは非常に心強いと思います。

そこで質問ですが、対象になる自然災害とは具体的にどういう場合にこの資金が発動されるのでしょうか。

次に、資金の利率が1%と決して高いものとは思いませんが、被害の状況によっては、市長の判断によりゼロにすることも必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、さきの臨時議会でも話をしたわけですが、これまで水害のなかった地域でも浸水や冠水の被害が広範囲に発生しています。住宅地の浅舞地区や雄物川町中島、又兵衛地区などにもそういった例がありました。

また、スイカを中心とした転作作物に大きな被害が出たわけですが、浸水の特徴として、転作田においてはふだん排水対策として周囲に額縁明渠をして降った雨を排水路に放出するというケースが多いのですが、今回はその明渠を伝って、あるいは畦畔を超えて排水路側から浸水をしたというケースが大半です。一部の幹線排水路に水が集中したことによると思われるのですが、雄物川の水量がさほど増えていないのを見ると、冒頭の雄物川町常野の200ミリは別としても、降り方に対して水の集まり方が異常でないかというのが現場の感情です。最近少しの雨でも被害が出るので、転作場所の確保に支障が出ないのか心配されているところでございます。こういったことに対しての原因の究明と対策を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、利用権設定をした農地の受委託契約が増えていますが、災害を受けた農地の復旧はどちらが行うのかということです。これは復旧の是非を含め復旧方法、またその費用負担に当たって出し手と借り手の折り合いがつかないというケースがあることを知りました。復旧がなされないとその農地は荒れてしまう、そういうおそれもあるわけで、そこに農地の虫食い状態が発生し、周囲に悪影響を及ぼす可能性もあります。財産権の観点からすると地主側の負担になるのではないかと思います。契約の際にはどのような指導がなされているのでしょうか、お伺いをいたします。

大きな2点目、水道事業についてお伺いをいたします。

このことについては、同じ会派の佐々木喜一議員より会派代表質問で取り上げられていますが、その上で質問をいたします。

まず、平成19年8月に水道事業計画の要約版が配付されていますが、これには平成17年度から15年後の平成32年度までの水道事業の将来構想が示されています。給水人口及び給水量、施設の整備計画、財政計画などは年度ごとにあらわされています。そこでまず、今年度は15年計画のちょうど半分の時期に

なるわけですが、計画全体の進捗状況をどのように判断されているのでしょうか。

また、南部地域に計画があります成瀬ダム関連の浄水場ですが、先日の佐々木議員に対しての答弁によりますと、処理方式は膜処理を予定していると言いますが、肝心のダム建設のおくれにも触れられておりました。ダムの完成がなければ、浄水場の整備や後段で取り上げる未普及地域への給水などは先へ進まない事業と考えます。ダム整備の見通しとそのことによる水道事業への影響はどうかをお伺いいたします。

最後に、未普及地域になっている雄物川南部への整備についてをお伺いします。

市内全体でもまだ何カ所か未普及地域があるわけですが、それぞれさまざまな理由でこれまで整備がなされなかったことと思います。これからもそういう状態で構わないという地区もあると思いますが、一部地区においては水量が不安定になったり、水質の問題が出たり心配される状況にあります。

整備方針について、これも佐々木議員とのやりとりではアンケートの結果次第でという答弁でしたが、それではどのぐらいの要望があればいいのでしょうか。年々人口は減るし、世帯の構成内容も高齢化が進みます。まして、現在未普及の地域はそれが顕著だと思えます。水道事業も企業会計に移行し経営の自立性を強く求められる中での質問となりますが、よろしくお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございます。

豪雨災害を受けましてお尋ねが3点ありました。

まず1点目でございますが、自然災害枠は、このたびの豪雨災害のように壊滅的な被害を与えるような災害が生じた場合に、被災した農家が営農活動を継続するために資金面での負担軽減を図る支援策が必要であると考え設けたものでございます。

対象となる自然災害には、暴風、大雨、洪水、地震、雪害、干害、その他異常な自然現象により生じた被害が挙げられます。その発動基準につきましては、国や県が講ずる災害支援の活動基準に準ずることとしておりますが、一概に降水量や風速などの数値だけではなく、被害をもたらした自然現象と被害の関連性を総合的に判断することといたしております。

自然災害枠の貸付利率を無利子にできないかというご質問につきましては、無利子にした場合、不急不要の借入を助長するなどかえって農家の将来負担を増大することにつながる懸念もあり、無利子は適当でないものと考えております。したがって、自然災害枠の貸付利率については一般枠よりもさらに0.5%低い利率を適用することが妥当と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

この項の2つ目でございます。

議員ご指摘にございましたとおり、ここ二、三年の水害は局地的な豪雨のため、これまで水害が発生しなかった場所でも大きな被害が出ております。7月5日から6日にかけて発生した豪雨災害も局地的

なゲリラ豪雨が原因と思われるのですが、特徴としましては、雄物川の水位が上昇しないまま各地域で洪水が発生したことであります。これは、雨の降った場所が限定的であったほか、降雨量が非常に多かったため排水路の排水能力をはるかに超えた水量が雄物川へ到達する前にあふれ出し、洪水となって被害が発生させたものと思われます。洪水の排水先は農業用の排水路であることが多く、特に雄物川筋土地改良区管内には河川の役割も担っているような大きな排水路もあります。そのため、洪水の解消策について各土地改良区と、7月26日に検討会を開きました。9月13日には2回目の会議を予定しており、より効果的な対応策を検討してまいります。

また、実施が予定されている国営かんがい排水事業、横手西部地区の排水路改修事業におきましては、排水系統の見直しを行いながら水路改修が実施されることになっており、各排水路線の流下能力の向上も期待されるところであります。水害解消策としての当該事業の早期着工と完了について、引き続き要望してまいります。

この項の3点目でございます。

利用権設定についてであります。農業経営基盤強化促進法に基づきまして、市では3年から最長で10年の利用権設定契約を結ぶことができることといたしております。その際、国が示している共通事項に基づいて修繕や改良、税負担などについて双方の合意のもと契約を結ぶことになっております。

議員のご質問にありました災害を受けた農地の復旧については、地主負担の契約が一般的であります。これまでも共通事項を確認しながら双方話し合いのもとで設定するよう指導いたしておりますが、今後も周知に努めてまいりたいと思っております。

2つ目の水道事業についてのお尋ねが2点ございました。

1点目の水道事業計画の進捗状況であります。平成19年8月にご提示いたしました水道事業計画は平成21年3月に水道事業変更認可申請を行い、平成21年4月1日に厚生労働大臣の認可を受けております。変更認可計画では将来の需要に対する安定供給、施設整備費、施設の維持管理費を勘案し、既存水源能力の見直しや計画給水区域の再編を行うなど、水道事業計画の見直しを行っております。

この内容は、平鹿未普及地域へは横手地域からの送水で対応するほか、増田・十文字地域へは増田地域に、さらに雄物川・平鹿西部地域については雄物川地域にそれぞれ成瀬ダムの水を水源とする浄水場を建設する計画となっております。各地域の水道事業の進捗状況につきましては、横手地域に大沢第二浄水場の建設を行っているほか、送配水施設として大雄地域と雄物川・二井山地区の配水池の築造や、平鹿醍醐浄水場配水池の増設などを行い供用を開始しております。送水管や配水管の整備事業につきましては、簡易水道統合整備事業で増田、十文字、平鹿、雄物川、山内地域を整備、大森地域では石綿管更新事業を実施しております。

また、緊急時給水拠点確保事業として福祉・医療施設等、重要施設への配水管の耐震化工事を横手、十文字、山内地域で実施しており、浄水施設以外の整備につきましてはほぼ計画どおりに進捗しております。

次に、国土交通省で実施いたしております成瀬ダム事業につきましては、検証の対象とするダム事業であるため、現在対応方針を得るべく検討の場を開催しながら検証作業が進められているところであります。これからも雄物川水系成瀬ダム建設促進期成同盟会と連携しながら検証作業を終え、成瀬ダム本体の着工が早期に実現できるよう国土交通省へ強く要望してまいりますので、議員の皆様のご支援を賜りますようお願いいたします。

この質問の2点目、雄物川南部未普及地域についてであります。

雄物川地域の水道整備事業は、簡易水道統合整備事業により北部地域を中央水源からの送水により水質不良の解消及び八卦、船沼などの未普及地区への給水を実施してまいりました。今年度は東部地域の整備を実施しております。南部未普及地域につきましては、南形地区など地下水の水質が悪く苦慮していることは承知いたしております。変更認可計画では、平成27年度より中央地域から南部地域への送配水管の整備を行うことになっておりますが、水質の悪い地区などへは計画を前倒しできないか県と協議いたしております。

しかし、成瀬ダム建設のめどが立っていない現状としては、現在の中央水源施設では南部未普及地域への給水は水量不足となってしまいます。そのため、中央水源施設の増強と配水池の整備により水量確保を図りながら、水質の悪い南形地区などを先行整備したいと考えております。

その他の未普及地域は、市全体の事業を勘案して事業の緊急性や妥当性及び財政状況などを考慮しながら、加入動向の調査などにより整備方針を再考してまいりたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 何点か再質問していきたいと思っております。

まず、自然災害枠の件ですけれども、国・県に準じて総合的に判断してこれを運用するというようなお話がございました。これまで考えられないような、しかもまさかというような地域にも災害が本当に起こっております。午前中の誠洋議員の質問にもありましたけれども、果樹のほうもこのひでりによりまして大変な状況になっているというようなお話もございました。

ですから、いろいろと農家の方々にとりましては、自分の努力だけでは、やれることは手いっぱいやっても防ぎ切れないというのが自然災害の甚大なる大きな理由なわけですけれども、そういった状況の中で一生懸命頑張っている部分に関して、市が今こういう形で自然災害枠という新たな枠を設けて少しでも応援してくれるというのは非常にありがたいというふうに思っております。

この融資の利率について再度お聞きしたいわけですけれども、答弁によりますと、ゼロにすると不要不急の借入を助長するおそれがあるというふうなお話もございました。確かにこのおそれもないわけではないと思っておりますけれども、一方でやっぱりどうしても壊滅的な、あるいはもう収穫がゼロで経費がかかった分だけ結果的に残ってしまったというふうな例もあるわけで、こういった場合に、果たして本当にそういった農家が不要不急な借入をするのかどうかという、これは全く愚問になるわけで、

何と申しますか、見解の相違と言ってしまうとそれまでなわけですが、本当にそれを求める農家にとっては、やっぱり利率というのは安ければ安いほど、できればないほうがいいというふうに思うわけですね。今回のその自然災害枠の利率ですが、国が1%というふうになっておりますけれども、これを1%以内というふうな表現はできないものかどうか、お伺いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいまの自然災害枠についてのご質問でございますけれども、マル農の中で通常の災害については対象になっておりまして、普通の場合はそちらのほうを借りていただくというふうな形で1.5%プラス保証料というふうな形になってございます。

今回の自然災害枠につきましては、特別大きな災害が起きた場合に継続的に農業を営んでもらうために最大200万円までというふうな枠を設けまして、制度資金の運用をつくらせてございます。かつてかなり低い利率の金利で資金を出したというふうな例もございましたけれども、このときにやはり不要な資金を安いという理由だけで借りて、後から返すのが大変だったというふうな形のお話も伺っておりまして、必要最低限の形でいくというふうになれば、一応金利負担としては1%ほどが適当ではないかというふうな判断でございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 今部長の答弁はわかります。

確かに苦しい中での借り入れになるわけで、その後の返済に詰まるというケースもないわけではなかったというふうに思います。ですけれども、一方でやっぱりさっきの繰り返しになりますけれども、どうしてもというふうなケースも当然あるわけでありまして、そういったケースに対応、対応と申しますか、農家の気持ちに対応できるような制度であってほしいなというふうな思いの中で質問しているわけですので。

参考までに資料をもらったわけですが、果樹の災害枠の同じケースで、果樹の災害枠もう既にありますけれども、この実績を見ますと、融資の可能額に対してまだ半分程度の利用しかないというふうな状況があります。いろんな理由で借りなくてもいいという方もたくさんあるかと思っておりますけれども、もしかするとやっぱり利子があれば借りなくてもいいやという人も中にはいるのではないかなというふうな思いの中で私は質問しているのです、このことについて少しでもやっぱり使いやすいような、あるいは農家が迅速に対応できるような制度に工夫して運用してもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、この排水路の件ですが、排水能力以上の雨が降ったというふうなことでした。果たしてそうなのかなというふうに思いながら聞いておりましたけれども、やっぱり今回の場合は雨がやんでから約四、五時間後ぐらいが水の出方のピークだったというふうに思っております。例えば皆瀬の頭首工とか、ああいうところからは水門を閉めて既にこっちの、平鹿のほうには水が入ってこないような操作

をあらかじめしていたということですので、まさに平鹿平野で降った雨が流れてきたというふうなことだと思います。そうだとするならば、なおさら水の流れをいろんな方向に向けるような操作ができなかったのかなというふうな思いが強くなります。

今いろんなところで排水路の整備も随分出されました。ところが、それがどちらかというと上流地帯、あるいは中流ぐらいまでの水路の整備が盛んになされたわけですけれども、肝心の下流のほうの整備がそれに対して見劣りをしているというふうなことも一つ原因でないかなというふうに思います。

あわせて、その整備された地域では水門等の整備も十分になさるまで、水が要らないときは水門をおろせばその地域には水が入っていかない、逆にいえば、水門が閉められたことによってその水はそのままストレートで下流にまっすぐにそれこそ向かってくるというような状況ではないかというふうに思います。

あわせて、今水田の作付調整の中で、当市においても約4割近い作付制限されるわけですけれども、4割は無理としても恐らく3割ぐらいは水田転換から畑地状態になっているのではないかなというふうに考えます。そうすると、降った雨に対して、もともと水田であればダム機能が働くわけですけれども、その部分も消されてしまいます。逆に降った雨はすぐ出さなければならないというふうな、そういう状況の中で営農しているわけですので、ますます水の集まり方が下流に一方的に集中するというふうなことだと思います。

それをトータルで、トータルといいますか、その下流に向かう何本かの幹線排水路があるわけですけれども、要するに何本かあるやつを全部トータルで考えて総合的にその流れを大雨が予想される場合には調整できないものなのかどうか。その辺は7月の臨時議会でも市のほうにお願いしたわけですけれども、そういった協議はなされたのかどうか、お願いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市長答弁のほうでも申し上げましたけれども、7月26日に産経部、それから建設部、それから土地改良区の方々、また地域局の方々を含めまして今回の水害についての連絡会を開催いたしております。

この中ではこの洪水がどのような形で起きたのか、またゲート操作等で回避できたのか、それから水の流れが分水とかでいろいろあるわけですけれどもそれが適正に行われたのかというような、いろんな面で今回の洪水を解析しようというようなところで進んでございます。

ただ、土地によりまして水路に関してその土地土地でやはり一定の使い方というか方向性がございませんで、その土地土地独特の水の回し方というか利用の仕方がございます。そういうこともございまして、なかなか一律的な基準を設けながらそういうことをしていくのは、困難がちょっと伴うものかと考えてございます。

いずれ、これから先もどのような形になれば洪水が回避できるのかを検討してまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 技術的にこれはかなり難しい問題だというふうに私も思っております。ただ、何もしていないでいると、それこそ今回の状況がまた来年も再来年もというおそれが非常に高いと思います。

これは、防災というよりもある意味防ぎ切れない部分も多分にあると思いますけれども、何かをすることによって減らせることはいわゆる減災にはつながっていくのではないかなというふうに考えます。そういった部分においては何かしらの手法なりやり方、それからそれは地域によってその水の使い方云々のお話がございますけれども、それは当然のことです。それから、そういった部分におきましても、やっぱり下流のほうの状況も十分にそこで説明をしていただきながら話を進めていただければ大変ありがたいというふうに思います。

それから、今回非常に雄物川町の大沢地区においては大変な被害が出たわけですが、あそこは今回の場合も沢のほうがあふれて大変な被害になったことですが、例えば同じ雄物川町の郷、あるいは矢神地区、それから下流のほうの大森地区においては今回は被害はなかったわけですが、状況としては同じようなことが考えられると思います。

改良区を中心に農協なり関係者との協議をしたということですが、改良区のない場所、あるいはその先ほど雄物川筋というお話もありましたけれども、それ以外の改良区も一緒に中に入って市全体的な水の管理といいますか、流れといいますか、そういったことも一緒にやられたということによろしいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今回の協議につきましては、特に平場で被害の大きかった平鹿地域、それから雄物川地域のほうを中心に検討をいたしました。ただ、全町的な問題にもなると思いますので、これから先は全町的にそういう、どのような形で水害を防いでいったらいいかという形のものをご検討してまいりたいということで、会員は増やしながらやってまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 3つ目の利用権設定に関してですが、このことは市長の答弁にあります国が示す共通事項にのっとって双方が合意の上で契約をされているということでした。まさにそのとおりだというふうに思っておりました。

ところが、現場といいますか、農家の声を聞きますと、その契約するときはもしかすればそういう説明なり話があったのかもしれませんが、なかなかその地主さんと借り手さんのほうで農地の復旧について折り合いがつかなかったというケースを耳にしました。

端的に言いますと、費用の負担の問題だったわけですが、契約上は確かに書いているとおりになっていますが、そこに契約するときの説明の状況はどうだったのかなというふうに思いました。私も何人かの方と個人的にそういう契約をしておりますけれども、経験上といいますか、自分なりにはこれに書いてあるとおりにだということに理解をして私は契約しておりますけれども、そうでない方々もお

られるということで、これは説明の徹底を求めたいというふうに思います。

これまで、市が、あるいはみどり公社が仲介といいますか、その事務を担っていたわけですが、その中でもやっぱり説明の不備が否めなかったのではないかなというふうにそういう状況があるわけで、今度また、来年からですか、JAがその事務を担うというふうなことになるかと聞いております。

また、そういった場合にこの同じようなケースが出てくるのではないかなというおそれもあるわけで、そここの徹底を願いたいと思うし、また利用権設定の共通事項のこの紙、もらったこの紙ですが、読めばそのとおりなんですけれども、非常に言葉が固くてなかなか理解しがたい部分もあります。もっとわかりやすい簡易なやつを示して、双方に契約事項の内容を周知してもらうというようなことも必要ではないかなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。どうでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 現在横手市内で利用権等を設定しまして、面積の集積というのは1万8,000ヘクタールのうち約1万3,000ヘクタールほど、70%近い農地が利用集積のほうにかかってございます。これに2,600件ほどの契約を結んでおりますけれども、このときに契約書でございますので法律用語に近い形でなかなかわかりにくいというようなご指摘も現在ございましたので、これから先契約する場合については、その辺も丁寧に説明するような形に心がけてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) お金の負担になると皆さん当然シビアになるわけですので、そこに感情のものが絡みますと、非常に簡易に解決できる問題もなかなか難しくなってしまうというケースがたくさんあると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、水道のほうに移っていきますけれども、水道事業計画に対しての進捗率はおおむね順調というふうに答弁ございました。ただ、やっぱりダムとの関連の中で、どうしてもダムができないと先に進まないというふうな事業もあるというのもわかりました。

未普及地域への配水についてですけれども、特に南形地域においては、合併前というよりも合併当初、南形地域が一番先に配水、給水ができるというふうに思っておりましたけれども、合併後10年たってもなかなかできないと。水道の計画書を見ますと、当初のやつは32年になっておりました。ということは合併してから15年後ということのように書いてありますけれども、そのとき私あれと思っておりましたけれども、そういうふうには書いておりました。その見直しされた中では、先ほど27年よりの計画で、幾らかでも早くというような答弁ございましたけれども、やはりこれについてもいずれ水源の問題と申しますか、その水量と申しますか、それとの絡みが当然出てくると思いますが、一方で、やっぱり早く持ってきてほしいというのが地域の要望だと思います。

それとあわせて、水質の悪化、それから特に冬期ですけれども水量不足に泣かされている地域が近年すごい多いように思われます。完全に出なくなったという例もありまして、非常に水道事業、部落



の水道に対して不安を持っている地区がございます。市のほうではいろんな観点からアンケートなり、あるいは加入調査をしてこれに対処するというようなお話でございました。

1つは、加入の調査というのはこの頃やられているのでしょうか。それから、もしやられた場合には、じゃそこに給水しましょうという、一応のめどなり基準なりというのはどの程度になっているのか。ありましたらお願いします。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 まず初めに、南形地域への水質悪化、それから冬期間になれば水量が低下するという部分につきましては、議員ご承知のように平成20年7月合併してからすぐですけれども、南形部落の水道組合より要望書が提出をされております。保健所からマンガンが出ているという調査結果のもとに、早急に上水道に切り替えてほしいということが出ております。

同じく、議員からは同じ平成18年3月の議会におきまして、もう既にこの南形地域、あるいは南部の未普及地域への水道の整備ということでも質問をいただいているところでございました。この要望書が提出をされました時を同じくいたしまして、平成20年12月には塩田議員と土田百合子議員からも、この南形の水道水の供給ということで一般質問をいただいているところでございました。

その中で、これまで市といたしまして、上水道担当部局といたしましては、まずは南形へ送ってやる水源につきましては、その水源すらマンガンが発生をして、そしてその水道管、送水管、配水管をマンガン除去のために1年に2回ほど洗浄作業を実施しているという状況の中では、マンガンが付着している配水管をそのまま南形に送ってやったのでは同じような状況になるということで、まずは雄物川地域の浄水場関係の統廃合ということで、平成23年度から雄物川の二井山へは大森地域の大森浄水場からの送水、それから雄物川の北部地域へは雄物川の中央浄水場、それから雄物川の船沼地区へは中央浄水場より送水ということで、その間の送水管を新たなものに布設替えをしながら進めてきているところでございます。

先ほど市長答弁ありましたように、今年度は東部地区の整備をするという状況になっています。いよいよ中央浄水場から、地域的に見ますと南のほうへ工事が進められている状況にございます。いよいよ南形の部分まで今こうとしております。ただ、現在は雄物川の造山までいっていますので、この既設管から南形までは約1キロございます。ただ、その中に水管橋を2カ所施工しなければならない部分がございますので、私どものほうとしてはその部分をやったとしても約1億5,000万円程度、やはり1億5,000万円と言いますと最低でも2年かかるかなというふうに考えておりますし、集落内をさらに1年といたしますと、最低でも各家々にいくのが3年かかるのかなと。

先ほど申し上げましたように、事業認可の部分では27年度からというふうになっておりますので、これをすぐさま着工するとしても県との協議が必要になっております。それで現在協議中でございますので、そこら辺は何とか県との協議を見据えながら、経過を見据えながら早期に着工できるように努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

やはり水質が悪いという部分に関しましては、私どもといたしましては、地下水が豊富で冬でも地下水が干れないというような地域よりは、私ども上水道は、水質の悪いところから一番先にやるのが基本だというふうに思っておりますので、いずれアンケート調査につきましては、水質の悪化につきましてはある程度保健所からの情報等も得ておりますので、ある程度地域的には把握しているつもりでございます。計画の中に26年、27年というような地域もございますが、逆に地下水の水質がよくて恐らく行っても加入はしてくれないだろうなというような地域もございますので、そういうところも把握しておりますので、そこら辺は無理してアンケート調査をやらず、水質悪化のところからまずはアンケート調査、どれぐらい入っていただけるのかというような考え方で進めていきたいというふうに考えております。

それから、南形につきましては5つの水道組合がございますが、川岸のほうの2つの組合のほうは水質がよいということで、そちらのほうは要望書は上がってきておりません。こちらの川から離れたところの3つの区域の組合のほうから要望書が提出をされております。

ですから、先日会派代表質問でご質問がございました口径を細くしてというような話がございましたが、我々のほうでも検討いたしました。そのままその部分につきましては、南形までの計画の口径は200ミリでございます。その200ミリがどこへいくかと言いますと、逆に国道107のさらに南側、未普及地域、そこまでいく計画でございますので、私どもとしてはその200ミリをそのまま入れていくと。いずれは川のほうの組合からも必要とされる部分が出てくるだろうということも考えながら、そこら辺はループ状で計画をしていきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 南形地区については現状、部長十分ご承知のようですので、なるべく早い時期に給水できるように努力をお願いしたいというふうに思います。

それと、残っております未普及地域でも、何とか水道来ないかなという話があります。アンケートの結果次第でだよというふうなお話はしておりますけれども、基準といいますか、どの程度というふうなの、今の答弁ではありませんでしたけれども、なかなかアンケートをとって、多分7割とか8割とか、あるいは多分もしかすれば6割にも満たない数字が出てくるかとも思いますけれども、じゃそういった地域には絶対水道来ないのでしょうかという問題です。

アンケートでも、同じ世帯の中でも年配の方とそれから若い世代当然あるわけで、そのアンケートに答える世代によってもその内容が変わってくると思いますので、5年に1回とかアンケート、その水道が欲しいというふうな声がある地域については、繰り返しのアンケートも必要でないかなというふうに思います。

10年ぐらいすると、全くその地域の、集落の世代が交代しますので、あのときお前たちのほうではアンケートをとったけども要望が少なかったから後行かないよというふうな考え方にはもちろんなっていないとは思いますが、そういったアンケートなり要望の取りまとめをきめ細かに行ってほしいと

思うわけですが、その辺についてはどうでしょう。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 今おっしゃったとおり、そういうようなきめ細かなアンケートの内容で作業を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は2時15分といたします。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 立身 万千子 議員

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

今回質問に入る前に、昨今の憂うるさまざまな社会問題について私なりに述べさせていただきたいと思っております。

6月議会以降、私たち市民をめぐる社会経済情勢は目まぐるしく動きました。7月初旬の集中豪雨に続く猛暑は、農業を初め日々の生活や活動への影響が甚大で、古くは産業革命以来、物の生産に利便性や利潤優先で追求してきた人間社会が手がけてしまった結果の気候変動による異常気象であろうと警告されています。加えて、史上3人目の問責決議成立があった野田首相は毎週官邸を数万の国民に取り囲まれ、TPP参加反対、消費税を増やすな、オスプレイ飛ばすな、原発要らないと叫ばれています。

我が党の齊藤議員が今回の代表質問で取り上げたように、TPP問題はマスコミ報道では鳴りを潜めたやに見えますが、日米安全保障条約第2条にのっとり、水面下では着々とアメリカが圧力を強めて、いつのまにか外食産業には当たり前のように入米が使われ、また民間の保険会社は次々と横文字の生命保険会社に組み込まれている状況です。

消費税を至上命題とばかりにあおっていた大手の新聞は国会で成立した途端に、「中小企業は増税分を商品に転嫁できずものづくりを誇る日本の伝統工芸が消えてしまう」とか、「庶民はわずかな収入を消費ではなく貯蓄に回さざるを得ないだろう」などと180度転換した報道に変わり始めました。

オスプレイはというと、地上わずか60メートルという超低空飛行訓練をするものであり、特に我が秋田県は大森地域の保呂羽山をポイントとするルートと、お隣岩手の錦秋湖をポイントにするルートの2つの訓練場にされています。自分の国であるハワイでは住民の反対に屈服してオスプレイの訓練を中止

し、日本の国民はどうなっても構わないというアメリカの魂胆がはっきりあらわれています。

全国知事会は日本の上空で訓練することに反対決議を上げました。私どもは市長に対し反対の意思表示をされるように申し入れをした経緯があります。しかし、森本防衛大臣はモロッコの事故は操縦になれていないパイロットのミスという報告を正当化しており、アメリカ軍のベテラン操縦士の証言である機体の構造的欠陥を否定している状況です。

そして、「原発要らない」は今や国民の8割が表明しているにもかかわらず、夏の電力不足に対応するために必要だという理由で大飯原発が再稼働されました。けれども実際は、昨年電力需要が供給を上回った日数は8月の2、3日、しかも19時間しかないという統計が当の電力会社から出されています。

どんどん蓄積される使用済み核燃料を後始末できる国は世界中どこにもありません。理論上は再処理して使えるプルトニウムと残りかすを分離するものですが、危険なのは残りかすで、高いレベルの放射能を持ち続け、ご承知のようにその危険が半減するまで何千年、何万年とかかります。青森県六ヶ所村にある再処理工場は20年たった今もトラブル続きで操業できず、ここに年間130億円が私たちの税金から支払われている事実を深刻に見なければならぬのではないのでしょうか。

原発ゼロの日本を目指す方向に進むことは可能です。今私たち国民は、マスコミや政府のキャンペーンに惑わされることなく莫大な原発予算を打ち切って、その分を再生可能エネルギーに移行させて開発に取り組むべきであり、電力会社に独占させず固定価格買い取り制度を十分に活用していく絶好のチャンスだと言われています。特に無尽蔵の豊かな自然が利用でき、雇用促進が見込まれるこの横手市に適合した電力政策を本気になって構築すれば、きちんと裏づけのある「原発要らない」の方向に向かうことができる、そんな展望を持ってまちづくりを進めていこうと私は呼びかけます。

こうした思いを踏まえ、今議会で2つの質問をいたします。

初めに、学齢期の子どもをめぐる横手市の課題について伺います。

昨今、中学生のいじめによる自殺が大きな日本の社会問題になっています。これは都会や地方の区別なく起こり得ることであり、さまざまなケースによって対処の仕方も違ってくるということも周知されています。それらを含んで平成27年までの横手市の教育計画が横手市教育委員会から出されており、確認していきたいと思えます。

当市における教育目標は2つあって、まず、ふるさとを愛し夢の実現に向かう生きる力を身につけた人づくりの推進。2つ目に、みんなで学びうるおいのあるまちづくりの推進ということが掲げられています。

生きる力、これはどういうものなのでしょう。教育委員会は、言語活動を基盤に思いを言葉にし、相手の意見に耳を傾け思いを深めること、学力やコミュニケーション能力を高めることが生きる力に結びつくというとらえ方をしています。それとは別に、体を鍛え、我慢する心を培って未来に向き合う姿勢ととらえる方、また、いざというときに助けを求める人間関係を持つことが生きる力なのだととらえる方もいます。自分で自分の命を絶たなければならないほどの絶望や悔しさ、悲しみを克服できる力で

あったり、命を脅かされる災害や病気と向き合っても最後まであきらめないというそういう心だという  
とらえ方もあると思いますが、これを子どもたちや保護者も含め、市民みんなが共有することが大切で  
はないでしょうか。

人間は孤立しては生きていけないと思います。自己犠牲ではなくて、自分もそして周りの人々も夢、  
目標に向かって伸びていこうとする意欲と共感能力が生きる力になるのだらうと私は思いますが、子ど  
もにとって興味深いこと、楽しいことであれば目標を見通す意欲がわいてくるものと考えて、次の4点  
に絞って質問します。

1つ目に、だれもが楽しく学校に通えるために、いじめや不登校の対策はどう講じられているか、こ  
れを伺います。

不登校の原因が必ずしもいじめとは限らないわけで、大津市の中学生もいじめを受け続けながら学校  
には通っていたそうです。しかし、教室の中と外、通学時、そして部活動やスポーツ少年団の活動を通  
して児童・生徒の少しの変化をも見逃さずに対処できるように、保護者との連絡、相談体制を整えるこ  
とが第一に重要なのは言うまでもありません。

市長の所信説明によれば、教育相談事業、学校臨床心理士配置事業、不登校適応指導教室事業などを  
充実させて実態把握や早期発見に向けた取り組みを日常的に進めており、深刻な事案はないとのこと  
です。

確かに市では、こころの教室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど県の機関と  
連携もしてさまざまな手だてを講じてくれていますし、教育委員会事務局スタッフと学校側との情報共  
有が比較的きめ細かくなされていると見受けられます。それでも、何らかのシグナルが出る前の段階で  
子ども自身、あるいは親御さんが一人で悩まなくても済むように、電話相談も含め相談システムの連携  
をどのようにしておられるのかお尋ねします。

2番目に、だれもが楽しく学べるために、学習困難な状況にある児童・生徒の学習支援はどう機能し  
ているのか伺います。ここでの学習困難というのは、落ちこぼれという言葉は語弊がありますが、知的  
レベルが低い状態、それから家庭環境による情緒的な不安定、そして脳の機能に由来するいわゆる学習  
障害、発達障害、不登校のため授業に参加できず学習におくれを生じた場合などを総称した表現とい  
う意味に私は考えます。

秋田県の目指す教育ビジョンの第一目標が、全国トップクラスの学力と高い志を育てる教育の充実と  
なっており、この横手市においても、教育計画の具体的な基本方向を知識・技能の確実な習得及び思考  
力、判断力、表現力等の育成を目指しみずから学び続ける人財の育成という学校教育の充実であると位  
置づけています。

私は、競争原理に基づく全国学力学習状況調査の実施は取りやめるべきと考えていますが、横手市は  
今年度もすべての小・中学校が本調査に参加し、国語、算数、中学校の数学、そして理科のほとんどで  
県平均を上回る全国トップクラスの結果ということでした。この調査はあくまでも競うのではなくて、

子どもたちがみずからの基礎学力の実態を把握し今後の学習のステップアップにつなげるものだという位置づけであるとの教育長のお考えは理解いたしますが、当の子どもたちは、1番になるだとか、ずっと下の順位だったとかそういう意識ではなくて、わからないところがわかったのがうれしくて、もっとわかるようになりたいから勉強したくなるんだ、そう言っていることを私たち大人は心にとめなければならぬのではないのでしょうか。

現に埼玉県内の生活保護家庭の中学生で、長い間不登校のため小学校で教わるはずの掛け算の九九が覚えられずそこから勉強が進まなかった状態から、家庭訪問と学習教室で粘り強い支援を受けた結果、見事高校入試に合格したそういう子どもたち、口々にその子たちが言っている言葉が今言った私の言葉です。

この模様については、貧困の連鎖を断ち切るために厚生労働省のモデル事業を実践したアスポート教育支援員の報告が、日本テレビ「奇跡の教室」で放映された中で紹介されました。

横手市の中学生の高校進学率は99.8%とのことですが、不登校と一くりにしてはいても、中には学校に行こうと努力はしているけれどもなかなか登校できない小・中学生は現実にはいます。登校したいという希望を実現するための支援はもちろんですが、登校できないでいるお子さんの学習支援について、市の方策をお聞かせください。

3つ目に、放課後子ども教室の位置づけと方向性についてお尋ねします。

文部科学省から空き教室を利用して退職教員や教員免許取得者をボランティアな指導員として採用し、希望する子どもたちを対象とする放課後子どもプランが発表されて以来、私は数回にわたり、この件について質問をさせていただきました。

低学年の子どもたちが集団での学びを第一義とする学校生活から一たん解放され、ただいまと心のスイッチを切り替えることができ、親御さんたちが働きに出ている間、いわゆるかぎっ子にならないように家庭のかわりをするところで育ち合う昼間の兄弟を見守るのが学童保育であると、国の制度化を目指して40年以上の住民運動が積み重ねられてきた歴史を少子化問題が深刻な現在こそ、大人の私たちは真剣に学び直さなければならないのではないのでしょうか。

その学童保育とは別に、教育委員会が実施する放課後子ども教室は今年度夏休み中に8カ所で行われ、すべての子どもを対象にして地域の方々の参画を得て、福祉事務所の放課後児童クラブ、これが通称の学童保育ですが、この色分けをはっきりさせるため長期休業日に限ること、そして活動の内容に各種体験活動を盛り込むということで行われました。

国の子ども子育て新システムがあいまいである現在、文部科学省と厚生労働省の予算配分も不明確ですが、市としてこの放課後の子どもたちへの手だてをどうされるのか、まずは教育委員会の位置づけと今後の方向性についてお尋ねします。

最後に、横手市教育計画の目標である「みんなで学びうるおいのあるまちづくりの推進」、これを実施していく上で期待されるジュニアリーダーを育てることについて質問します。

生涯学習の基礎づくりへの支援として、地域行事や子ども会活動等へ積極的に参加しながらリーダーの資質向上を図り、心豊かでたくましい中学生、高校生の育成を目指すという目的で、平成23年度は39万4,000円の予算が使われました。この事業は全国子ども会連合会のもとに組織され、現在は市内の中高生25人で構成されているとのこと。勉学に励み、部活動も頑張り、市民ボランティアにも参加し、さらに小学生をリードしていく彼ら彼女らをどう育成し活動を支援してくのかと問われていると思います。

例えば、成人式の実行委員会の運営を初め各地域のお祭りなど、伝統文化の継承や農産物の加工等若い新鮮な着眼点を引き出して、まちづくりに参画していける展望をどう具体化していられるか。また、現在友好都市との交換行事に参加するなど多方面に活動しているとのことですが、実際にどんな活動の場がありどんな課題があるのか、お聞かせください。

次の質問は、横手市自治基本条例についてです。

市民検討委員会の方々が二十数回にわたって協議を重ねるなど精力的に活動されていますが、その協議を踏まえ、行政と議会と市民、みんなのよりどころになる身近な条例をつくっていくために質問します。

ご承知のように、自治基本条例とは市民、議会、行政がお互いに協力しながらよりよいまちをつくるため、おのおのの役割や責任、市民の市政参加の仕組み、市政運営の基本原則などを定めるものと言われています。憲法が定める地方自治の精神である住民による自治を横手市において充実させ確立することが条例の目的であり、例えば、日本で初めてこの条例をつくった北海道ニセコ町では、満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利を条文化し、まちづくり基本条例とネーミングしています。そして、「子どもたちの参加は表面的または一時的なものではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要であり、そのための仕組みづくりを進めなければならない」と条例の手引きに明記されています。そして、ニセコ町は条例の前文で、「私たち町民は情報共有の実践によりこの自治が実現できることを学びました」と記しています。

地方分権一括法が施行された2000年12月にこの町は条例を制定しましたが、そこに至るまでの住民参加の取り組みを当時の逢坂町長を先頭に町の職員が膨大なエネルギーを注いで検討を重ねてきたと振り返っています。

また、もともと市民活動が活発な東京都三鷹市では、実に5年以上の策定期間を経て自治基本条例を制定されたということで、広範な市民が理解と誇りを持つにはそれ相当の時間を要するものと私は納得した次第です。

私も7月27日の市民フォーラムに参加させていただきました。素案をつくるに当たり前もって市民の声を聞くということで、日中と夜の2回にわたって開催されました。一通りのアナウンスメントだったからか全体で32名のフロア参加で、市民を代表する組織である地域づくり協議会委員の方々も発言されましたが、市民検討委員会において地域づくり協議会や議会についての言及がないという懸念が出され

たと記憶しています。

市内のいろんな団体との意見交換も済み、パブリックコメントも受けたということでいよいよ取りまとめの段階に入るとのことですが、これまで私が述べてきた先進事例でさえ、長い道のりのプロセスで大きく市民力を伸ばしたことが報告されています。市民検討委員会の20回を超える論議が、限られた市長部局の担当部署と検討委員の方々のいわば閉ざされた空間で重ねられてきたと言わざるを得ない協議であるとするならば、情報共有の広がりが見られないまま取りまとめてしまっているのだろうか、非常に疑問を感じます。

市長は、横手市として市政を運営するかぎとなるべきこの自治基本条例をどう誕生させるお考えか、私どもの懸念に耳を傾けていただいた上で意気込みをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

私たち市民はいついかなるときでも住みよいまちで暮らし、働き、育て、育てられ、次の世代に安心と意欲の持てる生活を引き継いでいきたいとだれもが願っています。その願いをかなえるのはほかでもない自分たち市民であって、まちづくりを進めるに当たって、行政と議会という部門を生み出してくれた人類の長い歴史を振り返る意義は大きいと思います。平和で幸せな社会をつくっていくために真剣に考え、話し合う時間を持つと呼びかけて、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点のお尋ねがございましたけれども、1点目の学齢期の子どもをめぐる横手市の課題については教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

私のほうからは、2つ目の横手市自治基本条例について答弁を申し上げたいと思えます。

地方分権が進む中で、地方行政に対する市民の皆様への関心は大変高くなっております。こうした状況のもと、地方行政の主体であります市民の皆様による市政参加や行政との協働の理念などの基本原則を確立した自治基本条例の策定が必要であります。

現在、自治基本条例市民検討委員会では条例素案を取りまとめる最終段階を迎えております。検討委員の皆様が主体となって実施された地域団体との意見交換会や市民フォーラムを踏まえ、本条例に盛り込むべき内容について協議をいただいております。

また、本条例に対する市職員から募集した意見などにつきましても市民検討委員会へ報告をしており、条例素案の作成に当たり参考とされるようお願いをしているところであります。

当然のことながら、自治基本条例は議会基本条例との整合性を図らなくてはなりません。今年度中には議会へ本条例案を提示させていただくこととしており、それまでの過程において、議会の皆様と意見交換などを行いながら条例化の作業を慎重に進めてまいります。それぞれの自治体が独自性のある目標を掲げ、創意工夫しながら自治体運営を担うことが本条例の主たる目的と認識いたしております。自治



基本条例の理念や趣旨につきましては、まちづくりの主役である市民、議会、行政が共有し協力しながら、横手市の未来を築いていく必要があると考えておるところであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 学齢期の子どもたちをめぐる課題ということでご質問がありました。

1点目がいじめや不登校に関する対策についてというお尋ねでありましたが、昨今の新聞の報道は他県他市の例とはいえ、本当に心を痛めているところでもあります。

横手市のいじめや不登校をゼロにしようということを目指した支援や相談体制の整備ということについては、本市学校教育の重点目標の一つに掲げて取り組んでおります。深刻ないじめの事案は、所信説明にもありましたように報告はされておらない。それから、不登校の出現率も全国的に見て低い状況にはあるというのが現状とはとらえておりますけれども、油断することなく、今後もすべての子どもが楽しく通うことができる学校づくりについて最大限の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

今具体的に取り組んでいることとしては、先ほど議員の質問の中にもございましたけれども、不登校適応指導教室授業だとかその推進、それから児童・生徒や保護者がいじめや不登校に関して気軽に相談できる体制をどうしたらいいかということさまざま取り組みをしているということですが、例えば、各学校では教育委員会が作成して配付しております生徒指導対応マニュアルというものをまづベースにしてそれを活用し、日常の観察だとか各種調査、教育相談活動の充実ということを日常的にやっていると。それをもとにいじめや不登校の未然防止、問題解決に取り組んでいるというのが現状であります。

児童・生徒や家庭の実情に応じた対応が可能になるように、さきにも述べたマニュアルに加えて、県の事業でありますスクールカウンセラー配置事業等も十分に活用しながら、学校が関係機関とうまく連携できるようにその調整も教育委員会がやっているというようなことで、きめ細かな対応を進めることができるように、今後も一層の体制整備に努めてまいりたいというふうに思います。

次は、落ちこぼれというような用語でとらえられているさまざまな子どもたちがいるわけですが、基礎的な内容が身についていない子どもの学習支援というのは、学校の当然の責務であるというふうに私はとらえております。私はというか、学校は当然とらえているということでしょう。

学校では、子どもの実態に応じたきめ細かな粘り強い指導が継続されていると私はとらえております。全国学力学習調査を初めとする基礎学力調査を実施して児童・生徒一人一人の学力の定着度を確認し、特に学習支援を要すると思われる児童・生徒を確実に把握しておるようにしています。

その学習支援を要するというのは、先ほど議員のご質問の中にもありましたように、さまざまな対応があるわけです。ただ勉強ができないとかだけの話ではないということですが、いずれどの子にはどういう支援が必要かということをとらえるようにしています。その上で、少人数学習を可能にするような職員配置だとか、それから個別指導だとか、それから放課後または長期休業中も補習等でサポー

トしているわけですが、そのような手だてを必要な児童・生徒に対して日常的に行っているというのが今の学校の姿だと考えております。

学力の定着にはもちろん家庭の協力というのが不可欠で、その全国学力学習調査が秋田県の状況の意識調査の中でも家庭が大変協力的であるというようなとらえ方がされておるようですが、横手市においてこのごろ増えてきたのは、やっぱり家庭学習の手引きというようなものを作成してご家庭に配付しそれを活用してもらっているとか、それからPTA等で家庭での学習の呼びかけというものも行っているというのが現状です。

なお、本市では不登校適応指導教室、要するに南かがやき教室ですが、これに通う生徒も含めて希望者のほとんどが高校等へ進学を果たしております。各学校には追指導という機能もございまして、卒業すれば後終わりじゃなくて、その子たちへも指導の手を加えられるだけ加えていくというのが追指導ということでございますが、高校に行った子どもたちの情報提供等も高校ではやっている。そして継続した指導が可能になるように進学先との連絡を密にしていると。

また、これは横手市だけなのかなと思いますが、小・中学校の校長会で小学校、中学校の学校経営研究会というのを年に1校指定して開いています。それに横手市内の高校の校長先生たちも数年前から出てきてくださるようになりました。そういう中での情報交換だとか、それから中学校の授業研究会にも高校の先生たちが来ていますし、高校にも中学校から行ったりというそういう交流も大変横手市はうまくいっているのかなというふうに思っておりますので、この後も高校は高校だというような話ではなくて、生徒指導の会議を定期的に行っているという、例えば雄物川高校を取り巻く地域の例だとかもありますので、これからも頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、放課後子ども教室についてのご質問がございました。

横手市における児童の放課後ということについては、基本的には低学年の児童は子育て支援課が所管する放課後児童クラブ、また高学年、高学年低学年といったらいいのか、上学年下学年といったらいいのか、要するに高学年の児童に対しては、スポーツ少年団活動等に積極的に参加をしていただいで頑張るよという推奨をしているわけです。これを補完するものとして、放課後子ども教室を長期休業中に実施しているということで、平成19年度大雄を皮切りに現在は全市的に広げていって、今年度は6地域8カ所で開設しております。実施に当たっては、地域の人材の協力を得ながら学習やスポーツ、交流活動などを提供するという趣旨のもとに、工作だとか、囲碁教室だとか、世代間交流だとか、餅つきなどの季節行事の体験だとかを取り入れて、子どもたちが地域の中で心豊かに健やかにはぐくまれていくというような環境をつくらうとしております。

今後まず、放課後子ども教室の趣旨、目的に沿った活動によって、横手の子どもたちの安全で楽しい活動場所の確保というのを考えていかなければいけないのではというふうに思っているところです。

次に、ジュニアリーダーについてのお尋ねがございました。

横手市におけるジュニアリーダー育成事業については、地域行事や子ども会活動のリーダーとしての

資質の向上を図るということを目的として横手ジュニアリーダーの会というのが組織されて、先ほどご質問の中にもありましたが中高生25名が活躍しております。会では、これはジュニアリーダーの人たちが考えたものですが、汗かく、恥かく、計画かく、ここはちょっとごろが悪いなと私は思っていますが、その人たちが考えたんです、汗かく、恥かく、計画かくの「さんかく」を目標に掲げて、月1回の定例会だとかあそぼうシリーズでの活動だとか、友好都市厚木との小学生交流事業などのリードを行っているというようなことが今現在です。あわせて、県や東北レベルの研修会に参加してリーダーとしての必要な知識や技術の向上に努めているということでございます。

これまでは子どもたちを対象とした活動を行ってきたというのが主でしたが、会員みずからが地域のボランティア活動も行いたいというような希望により、今年度からクリーンアップだとかチャリティーランだとかへの参加も積極的に行われてきております。今後は地域イベントやボランティアなどまちづくりにつながる分野への活動も広げて、地域の中で活躍できるリーダーを育成していきたいと考えております。

昨日、明峰中学校において県南の中学生の主張の大会がございました。中学生、大変幅広い、臓器提供の問題から学校の校則の問題まで幅広いことについての主張をしていましたが、その合間に、NPO法人が若者会議のネットワークをつくりたいということで、中学生たちに訴えを20分ぐらいしてまいりました。それは中学校を卒業してからというようなお話でしたが、それを私は聞いていて、その若者会議というのに横手市のジュニアリーダーだとかをコミットさせていくことも可能なかななどと考えて聞いていたところです。今後とも、地域への積極的な参加と地域活動へのコミットということを考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 若干また伺いたいことがありますので、順次伺っていききたいと思います。

まず、落ちこぼれという言葉、私も嫌いなので学習困難という回りくどい言い方をしましたけれども、いろいろありますが、今伺ったお答えの中にちょっとなかったのが伺いたいのは、いつだかも話題になりましたいわゆるADHD、LD、そういう人たちの特別支援教育が中学校まではまず手厚く横手市ではやってくさっていますが、それから先、特に大人になってから就職がなかなかうまくいかないとか、あと本当に自暴自棄になって自傷行為とか、あとは身近な親に対して攻撃してしまうというようなことで、横手市にもNPO法人でそういう当事者たちの集まりもありましたけれども、すごくいろいろ悶々としていたのを見ました。

そういう意味で、いわゆる発達障害のお子さんたちがまだいるわけですから、卒業した後の手だてというのは横手市ではどのように進んでいるのかというのだけ教えてください。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 お答えいたします。

教育委員会では子どもから大人までの一貫した支援体制が必要だというようなことで、まず平成19年に横手市特別支援教育連携協議会というのを立ち上げてやってきましたけれども、そういった形で小・中学校から大人になっていくところを広げていきますと、福祉部のほうで実は横手市地域自立支援協議会というのがありまして、こちらまず大人のほうを中心というようなことだと思いますけれども、そちらとこう大変バッティングする部分がありました。それで平成19年1月からまず福祉部のほうでやっておりますけれども、平成23年度にその2つの部会が横手市地域自立支援協議会のほうに合体しまして、小・中学生は子ども部会というところで今までどおり小・中の子どもたちを中心にやっていますが、そちらの大人との連携については、そういった横手市地域自立支援協議会のほうに引き継がれていくというような形になっていると思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

そこにはいろんな臨床心理士さんとかさまざまな職種の方もいらっしゃると思いますので、どうか一人一人みんな違うわけですから、その状況に合わせて指導をお願いしたいと思います。

学童保育はまだいいとして、まちづくりに参画していくジュニアリーダーの様子は今承りました。そういう意味で、すごくジュニアリーダーってとにかく頑張る子どもさんたちなわけですね。今25人、それから先そのジュニアリーダーの会の会員募集というのがこうおじけづいていけないんじゃないのかなと思うくらい活動しているのを見てしまったので、そういう意味でどんなふうに会員募集とか広めているのか、教育委員会としてはどう位置づけているのかというのを教えてください。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありました会員をどのようにして増やしていくかということで、先ほどお話ありましたように会員が増えないという、市民の皆様になかなか認知してもらえない点が一つと、先ほどのPR不足、この部分につきましてはキャリア教育の一貫ということで考えまして市内の全中学校、それから高校のほうへ会員募集というような形で募集をかけたいというふうに考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） わかりました。

私がお話の中でちょっと考えたというか記憶を呼び戻したんですけれども、数年前に横手清陵学院の、あそこは中学生も高校生も一緒になって家庭クラブの活動をしているというふうに伺いましたけれども、何年前ですか、秋田大学教育学部の望月教授がずっとフィールドワークをしていらして、その子どもたちがいろんな農業体験だとか、後はもちろんクリーンアップだとかというように外に出歩いて、私たちはここ横手で生まれて横手で育った、だからずっと横手で生活をしたい、子どもを育てたい、次

の世代に引き継ぎたいというスライドをつくっていたのを思い出しました。そこですごく意欲のある子どもたちに育ててくれたのも横手の市民の方々なわけですよ。望月教授はそこでずっと取材をしていらして、それをまとめてロンドンの教育学会で発表されました。シチズンシップをどう育てていくのかというすごくいい例で話されたわけです。

だから、市民力が子どものときからずっとついてくるのだということをお話しされたわけですが、ここで保護者の方が言っているのでもっていいと思いますが、そのときに何人かの親御さんが、本当は学校に行けなかった子どもたちがいた、なかなか勉強についていけなかったりして行けなかったけれども、その家庭クラブの活動で引っ張ってもらって、それで学校に行くことができるようになったんだというような、すごく涙ながらにおっしゃった保護者の方がいました。だから、それを通してでも、やはりこう見ると本当に優秀なお子さんがジュニアリーダーになるような条件がいっぱいそろっているんですが、それだけじゃないということで、いろんな活動のやり方があるんだというのをやはり当局も教育委員会も心にとめておいていただきたいというのがあります。

それで、何年か前の産業経済部の催しでも、たしか増田の高校生でしたよね、八木にんにくをもっと掘り起こしていろんな料理のレシピをつくったりしていましたね。そういうふうにとだ遊びだけでなく、これからの横手市をどうアピールしていくのかという、そういう崇高な思いもあるわけですよ。あのとき私も感心しました。そういう意味で、本当にこの若者の市民活動への参画というのは難しい難しいと、特に今の若い人たちは成人式を見てもハラハラドキドキということだったと思います。私たちも見ていてそう思いました。でも、あれで終わっちゃうのはもったいないじゃないか、せっかくジュニアリーダーでそういう人たちが育てているのに、成人式で言えば、実行委員会でもっともって手助けをして、内容の深いといいますか、そういうことができるんじゃないのというふうに非常に思いましたんですが、そういうことも含めていろんな実行委員会方式の、何というか計画するに当たってジュニアリーダーの方たちとのコラボとか、その人たちに任せるといふところまでいく、そういうお話というのは教育委員会ではずっとあるんでしょうか。例えば成人式に特化してもいいですけども。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 そこまでの話があったかということになりますとなかったです。なかったですが、数年前に、今もあれです、成人式等については実行委員会を立ち上げてそこで相談をさせて、その結果ことはことしの体系と、いつぞやはバッジをつくらうとか、そしてそれを持っていったらやきそばが安くできるように働きかけようとかという、それはそれでその年にそのような活動をしたということで、私どものほうが、お前たち全部やれというようなことでやったことはございません。

ただ、実行委員会の中でいろいろな相談をされて、その年の実行委員会のメンバーのさまざまな状況というものもあるわけですし、その年その年の状況に応じて彼らは考えながら、ことしの場合は特別なことは一切やらないでほしいというようなことでありましたので、その実行委員会が、とそのように聞いていますので、あのようにということでございました。私どものほうでこういう線を引こうというのは

ありません。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） わかりました。

ただ、失敗してもいいからみんなで考えて、もっと大胆なことをやろうよというようなことまで私は言ってほしいなというふうに思いましたが、まずそれはおいおいまたやっっていこうと思います。

ここで余り言っちゃいけないかなと思いますが、子ども会育成会というのは全国組織ですよ。自慢をさせていただければ、我が安田原下町内の子ども会、47年間ずっと育成してきたということで全国表彰をいただきました。ありがとうございます。やはり当局そして教育委員会がずっと寄り添って、資金的にもやってくださったおかげだと思いますし、一番はやはり大人のリーダー、世話役さんがいたということなんです。

ですから、このジュニアリーダーにしてもそうですけれども、放課後子ども教室もそうですが、大人たちのスタンスというのがすごくあると思うので、これからの課題だと思いますけれども、いろんなところで子どもたちが、例えばジュニアリーダーの人たちがいてこういうことをしているんだというのをどんどん、例えば子ども会育成会だけじゃなくて後は世代間交流もありますから、社会福祉協議会のいきいきサロンなりやしているところも、私たちもやっていますけれども、いろんなところで子どもとの連携というかコラボレーションというのを意識的に市のほうやっっていく、地域局ではもう非常にやりやすいと思いますので、そこら辺の計画を年度計画という形で立てていただければ非常にありがたいと思います。

次の自治基本条例のことについて移りたいと思います。

今、市長からの答弁をいただきましたけれども、そのとおりです。やはり市長も共有、協力というお言葉を使われました。ニセコ町でも情報共有のやり方を徹底した、そういうことで学んでいったということがあります。そこで、今はもう全国200以上の自治体で自治基本条例をつくっているわけですから、そうなるといいところ悪いところとか、すぐれたところとか、後はつくらなくちゃいけなくてつくったところとか、いろいろあるというふうな批判がいろんな書物であることはご存じだと思います。

そのすぐれていると言われている岐阜県多治見市の条例、これは市政基本条例という名前をつけたそうです。名前をつけるだけでももう相当な議論があったというふうに伺っていますが、市民検討委員会並びに当局の方々はとっくにそれはもう検討済みだと思いますけれども、議会にそれを提案され、継続審査に2回なっています。そして3回目廃案にされました。だけれども、たしかそれでまたリベンジして、だと思えます。その市民検討委員の人たちが一から出直して、またつくり直してそして議会でそうだというふうになったわけです。だから、それだけ大事なことなんだなということを私たちもその報告を見て学びました。

ですから、素案をつくってしゃんしゃんではなくて、じゃそれをつくってどう動かしていくのかということまで論議すれば、結局は、継続審査にならざるを得ないというようなお話も多治見市のところで

は伺いました。じゃ、何がそこのかぎだったのかということなんですが、それがやっぱりしっかりとした議論、それから相互のかかわり方、この場合相互は市民、議会、それから行政ということなのですが、そこでの情報共有ということに対して、市長はどのようにイメージされているか教えてください。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 えてして固い説明責任だとか、情報公開制度があるとか、そういうふうなことで仕切ってしまうケースがやっぱり多かったというふうに思います。そうでなくて、町の姿勢ではなくて、こちらから、議会はもちろんでありますけれども、市民に対しても我々が考えている意図というものの、政策意図、あるいはその背景となること、あるいは持っている情報ですね、広い意味も狭い意味もあるんですけども、そういうのをやはり出し続けていく、そういう場をちゃんとつくることが、やはりこれは今までもそうだったはずでありますけれども、なお必要になってくるのではないかなと思っています。そうでないとなかなかかみ合わない話になってしまう、そういうふうに思っております、この自治基本条例が動き出す暁には、そういう意味で言うと、今まで以上に行政当局は大変なことになると正直思っています。えらい仕事の質、ボリュームが増えるだろうなというふうに覚悟いたしております。

そのときにも、やはり相当な我々の側に知恵がないと、ただ垂れ流しの情報を出せばいいというものでもないわけでありますので、届く情報をどういう形で届けるかというような、会を主催して市民の方集まってください、これだけの話をお知らせしなきゃいけないと言ってもさっぱり来ないと、集まらないというような想定がされるわけでありますので、そういうとき、じゃえてして情報提供という手法があります、ホームページがあります、ツイッターがあるの、エフエムがあるのと我々は申しとおるわけでありますけれども、なかなか振り向いてくれない、発信努力はしていますけれども、受信される側の状況になかなか立ち入ることができていないというか、その辺は今でも非常に難しい問題だなと感じておりますけれども、共有ということはそこを乗り越えていかないと共有にはならなんでしょうなというふうに、これはある種覚悟ということで申し上げましたけれども、そういうとらえ方をしながら自治基本条例、実効性の上がる条例になるように進めていかなきゃならないと思っております。

---

### ◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時13分 散会